

資料

新スイス後見法、親子法  
—二〇一三年一月一日施行法の邦訳—

松倉耕作

目次

- 1 はじめに
- 2 新法の条文訳
- 3 その他の民法などの改正
- 4 〔参考資料〕現行法の条文

1 はじめに

1) 紹介の対象とスイス家族法の全面改正

第1に、後見法は1907年制定以降、初めて全面改正が実現された。紹介の対象とするのは、後見法に関する、「2008年12月19日制定」の新・後見法である。新・後見法は、部分改正ではなく、全面改正法である。制定後およそ4年の周知期間をおいて、来年・2013年1月1日から施行されることが確定している。

当然のこととして、新法、草案についての紹介論考は、筆者のそれを除いて、存在しない。

そのような状況にあるが、施行前の時点で紹介する価値がある。それは、つぎの2つの理由による。

①草案ではなく、改正法である。比較法の視点からみれば、たんなる草案よりも、当然のことながら、成立した法律であることにより、紹介する意義が高まる。

②たとえ法律が制定・施行されても、改正法の概要を紹介する簡単な文献が登場するには、なお2、3年ほど要するのを通例とするのであるが、幸いなことに、新・後見法については、すでに概説書、コンメンタールが出版されている。

おりをみて、その概要を紹介する予定である。

③草案には、立法者自身の手になる「解説」が付されていて、立法者意思を知ることができる。スイスでも、公にされる文献の量が徐々に増えてきているとはいえ、ドイツに比べると文献が非常に少ない。そのような状況にあるので、スイスでは、草案に付される解説は、きわめて価値が高い（解説につき、連邦の官報・BBl 2006 S.7001ff., フランス語版の官報・FF 2006 p.730 et seq.）。念のためにいえば、改正法には、公式の「解説」は付されないというのが、スイスの慣行である。

ちなみに、今日では、ウェブサイトを通じて、連邦議会での審議内容を知ることができる。とはいえ、一般に、特定の具体的解決方法を解明する目的である場合を除いて、外国の制度の概要を知るには、そこまで踏み込む必要はないであろう。

第2に、本稿での紹介の対象は、新・後見法、親子法（とくに親子関係の発生・切断について若干の規定が用意されている）などの改正の条文訳のみにとどまる。現行法との違い、改正の方向性、改正の特色など、改正法の内容は、本稿には含まれていない。

第3に、後学のために付言すれば、制定されて3年余過ぎているので、単行本も複数出版されている。それらをもとに、いずれ筆者も、制度の概要紹介をする予定である。

ちなみに、後見法・親子関係発生に関する邦語文献を示しておこう。

①拙稿「スイス後見法（条文訳と概要紹介）」南山法学17巻4号，1994年。今日からすれば，旧法（本稿の公表当時は，いまだ現行法である）の条文訳と内容の素描を行っている。

②拙稿「新しいスイスの後見法—2006年連邦評議会草案」名城ロースクールレビュー・本誌18号，2010年。サブタイトルに示したように，わが内閣に相当する「連邦評議会」草案につき，条文を中心に紹介している。

③拙著『概説スイス親子法』信山社〔出版〕，1995年。今回も，一部の改正がなされた親子関係発生法についての概説書である。

第4に，連邦法としてのスイス民法は，1907年に制定され1912年1月1日から施行されている。今年は，施行100年目という節目にあたる。そのうち家族法の領域は，1970年以降に5つの領域に分けて，各領域の全面改正が実現されてきた。

後見法の領域は，その最後の全面改正の対象にあたる。今回の後見法の制定・改正により，スイス家族法は，前記の1907年法から，すべての領域で全面改正が実現されたことになる。

参考のため，民法典の段階的全面改正につい

ても触れておこう（下記の表を参照）。これにより，スイス家族法の改正過程に係わる全容を知ることができるからである。

スイス民法典は，前述のように，1907年に制定された。制定後に限定された領域で部分改正された領域もある。それは別として，家族法の領域は5つの領域に分けて全面改正の渦中にあった。

すなわち，①72年養子法の全面改正，②76年親子法の全面改正，③84年の婚姻の一般的効力の全面改正，④2000年離婚法の全面改正，⑤これに続く後見法の全面改正が最後の改正領域である（各領域に係わる改正法の紹介文献については，筆者のこれまでの業績を参照されたい。松倉・前掲「予備草案」155頁以下に引用した拙稿を参照）。

第5に，スイス民法典は，1912年の統一民法の施行から，ほぼ100年目にあたる2013年に，あらたな新・家族法が足並みを揃えることになる。

これら法律の立法過程を表示記述したのが，下の表である。ちなみに，これらすべての領域について筆者の論考が存在するが，ここでは言及しない。

領域別の制定過程

| 主体 / （領域）法律名   | 後見法・親子法  | 離婚法   | 婚姻法   | 親子法   | 養子法   |
|----------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 専門委員会 「予備草案」公表 | 03年 6月   | 92年   | 79年   | 73年   | 70年   |
| 連邦評議会 「政府草案」公表 | 06年 6月   | 95年   | 79年   | 74年   | 71年   |
| 連邦議会 制定        | 08年12月   | 98年   | 84年   | 76年   | 72年   |
| 施行 新法の施行       | 2013年 1月 | 2000年 | 1988年 | 1978年 | 1973年 |

2) 新後見法の制定までの展開  
ごく簡単に記しておこう。

①第1次草案の起草 2003年6月25日付けで、連邦評議会は、連邦司法・警察省に対して、改正草案を起草する権限を与えた。

これに基づいて「専門委員会草案」ないし「第1次草案」が作成された。そのタイトルは、Vorentwurf Juni 2003, Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Erwachsenenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) と称されている。(48 S.)

これには、つぎの解説が存在する。Expertenkommission fuer die Gesamtrevision des Vormundschaftsrechts Juni 2003 (118 S.) という名称が付されている。

その他の情報については、2003年6月26日付けの「メディア報道」を参照されたい。この種の資料は、今日でも見ることが可能である。

その後、カントンや関係機関に対する意見聴取手続が採られた。その内容は、わが国の研究者にとっては、利用価値が低いと思われるので、紹介することは、省略する。

②全面改正する連邦評議会草案と改正法 その後、およそ3年を経過した2006年6月28日付けで、連邦評議会草案が公表された。そのタイトルは、Entwurf. Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Erwachsenenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) と称される (58頁)。

この草案には、立法者による解説が付された資料が公表されている。この資料には、Botschaft zur Aenderung des Zivilgesetzbuches (Erwachsenenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) vom 28. Juni 2006 というタイトルが付されている (138頁)。

その余の資料については、同年の6月28日付けメディア報道を参照されたい。

なお、2009年4月16日の、いわゆるレファランダム期限を経過したことについては、60頁にわたる詳細な資料が存在し、官報 (2009年141頁以下を参照) を通じて、それを見ることができることを付記しておこう。

③改正法 改正された新法は、来年・2013年

1月1日から施行されることが決定している。

### 3) 改正法の出典

第1に、新法の条文は、たとえばドイツ語版であれば、「スイス連邦官報 (ドイツ語版)」2011年725頁以下でみることができる (フランス語版の条文は、RO. 2011 730頁以下を参照)。ちなみに、法令の条文などは、スイスの国語の4つのうち、ドイツ語、フランス語、イタリア語の3つの公用語で出版される。

筆者の経験では、各テキストを比較してみると、同じことを表現しているのか、疑問を感じるほど表現が異なることも少なくない。スイス本国においても、ときに条文での表現の違いを巡る議論も生じているほどである。

第2に、新法については、いまだ施行前である。若干の概説書が公表されている。しかし、「本格的な」解説は公表されていない。前述したように、後日なんらかの形で、改正法の解説を行う予定である。

### 4) 特色

後見法全体の特色は、改正後に紹介する予定であるが、ここではごく簡単に特色に触れておこう。

#### a) 標準的措置に代わる統一的措置

①今日の後見官庁の措置は、関係相互の関連を十分に考慮しているとは、言い難い。そこで、標準となる措置の位置には、統一的な道具として、補佐が登場する。

もし人が、精神的な障害、身体的な障害、その他の類似の弱い状態のため、自己の要務を十分に配慮することができず、かつ、家族や、任意の私人または公的な奉仕 (ディーンスト) が十分でないときは、今後は、官庁による統一的措置が要請される。つまり、個々の事案に相応した、その人の必要に応じた援助をすることが期待されている。

②後見制度の統一を志向する。現行の後見制度は、子の保護と成年保護を別個に扱っている。新制度の下では、2つの保護の統一的な後見制度の方向を目指している。

## b) 家族における団結の強化

子の補佐人として選任された、両親や親族は、ある種の特権を持つことになる。また、他人間とは異なり、重大な事由がなくとも、判断能力を欠く人の家族の必要につき、補佐人として、何らかの判断がなされるという場面も登場する。

たとえば、収入や財産につき、通常管理を行うために世話をする、または扶養の必要を満たすために、必要な措置をとるというのが、その例である。

官庁の介入を避ける意味でも、家族や親族間における結びつきを強化する必要がある。

## c) 保護の強化

①養育・世話を目的とする施設で生活する判断無能力者の保護を強化している。たとえば、これらの者のためには、世話契約を締結することが必要である。

②行動の自由を制限しうる要件が改められた。

③カントンは、この種の施設を監督する義務がある。

④世話を目的とする収容にさいする権利保護も考慮している。とりわけ、医学的な指示権限を制限し、かつ重要な手続規定を定めた。官庁は、収容状況を、定期的に観察する必要がある。

## d) 出自訴訟の改正

これについては、詳細な紹介論考があるので、余り立ち入らない（拙著『スイス親子法概説』前掲を参照）。

①嫡出否認（スイス法では父の父性否認）の領域では、子の未成年中に父母の共同世帯が解消されたとき（父の死亡や、父母の別居がその典型）には、子自身に嫡出否認権が発生する（新256条1項2号を参照）。

その他の場合には、子が成年に達してから、1年で、子の訴権が消滅する。父の場合の否認原因を知ってから1年という期間を長さと、並列したのである（新256条2項参照）。

②認知の領域でも、若干の改正がなされた。

認知の出訴期間（新259条2項2号を参照）や、子

の訴えの期間制限、すなわち、子からの認知の訴えは、子が成年に達してから1年内に限られることになった（新260条c 2項を参照）。

## 2 新法の条文訳

## 1) 凡例

まず、「条文の見出し」について、今日のわが民法と同様に、いわゆる条文の見出しは正式の条文である。条文の一部であることは、最初の連邦法である、1908年（統一）民法の制定当初から変わりが無い。

欧文のテキスト集では、条文の見出しは見開きの左右両端に印字されている。本稿では、印刷技術の関係で、条数の右に括弧内に示している。

つぎに、「項」は、日本民法と異なり、すべて丸付き数字で示した。丸付きでない表記が多く登場するので、それと混同しないようにするためである。

訳文中に〔改正なし〕などの記述がみられる。内容は、現行法を添えているので、それを参照していただきたい。

最後に、コロンのセミコロンの表示の仕方は、当然のことながら、わが民法などでは登場しないが、スイス法では、民法に限らず多く登場する。条文の数え方に紛れが生じないようにするため、原文どおり表記した。

## 2) 条文訳

以下では、後見法固有の条文および、その他の民法の改正条文を訳出するととどめ、原則としてこれに関連する特別法の改正などには触れない。

制定された新法は、政府草案ときわめて近い。改正法と政府草案との異なる部分については、各条文のあとに、〔参考〕というかたちで違いに触れている。もっとも、そのような違いは、ドイツ語版テキストを基準としている。

## 〔民法〕第2部

## 第3章 成年保護

## 第10節 法律による固有の世話と措置

## 第1款 固有の世話

### 第1款の1 世話委任

#### 第360条 (A. 原則)

①行為能力を有する者は、これらが判断無能力の場合には、自然人または法人に身上監護または財産管理を引き受けさせ、または取引においてこれらの者を代理すべく、委任することができる。

②行為能力を有する者は、この者が受任者に委任したい任務の範囲を限定し、その任務を履行するための指示を与えることができる。

③行為能力を有する者は、つぎの場合のために、委任をせずに、または〔依頼した〕委任〔事務〕を解除し、補充の処分を定めることができる。

#### 第361条 (B. 作成と撤回 I 作成)

①自ら作成される委任〔契約〕は、委任者自身が、初めから終わりまで、自身で作成し、日付を記入し、書面にしなければならない。

②身分登録官庁は、委託に基づいて、ある者が世話委任〔契約〕を締結したという事実および供託地を、中央データバンクに記録する。連邦評議会は、必要な規則、とくにデータへのアクセスについて、規則を制定する。

#### 第362条 (II 撤回)

①委任した者は、世話委任〔契約〕を、〔契約〕作成のさいに採られた形式で、いつでも撤回することができる。

②委任者は、委任者が〔委任契約〕文書を破棄することによっても、世話委任〔契約〕を撤回することができる。

③委任者が、以前の世話委任を明確に廃止せずに、新たな世話委任〔契約〕を作成したときは、新たな世話委任〔契約〕は、それが単なる補充でないことにつき疑いがないかぎり、以前のそれに代わる。

〔参考：政府草案2項には、次の第2文が存在した。[…委任者が公正証書によって作成したときは、委任者は、公証人に通知しなければならない。]〕

#### 第363条 (C. 有効性と承認の確定)

①成年保護官庁は、ある者が判断無能力になったことを認識したとき、および世話委任〔契約〕が存在することを知らなかったときは、同官庁は、身分登録官庁にその旨を通知する。

②世話委任〔契約〕が存在するときは、成年保護官庁は、下記のことを審査する：

1. この世話委任が有効に作成されたかどうかを；
2. 契約が有効となるための要件を満たしているかどうかを；
3. 受任者がその任務に適しているかどうかを；
4. 成年保護のその他の措置が必要かどうかを。

③受任者が世話委任を承認したときは、〔成年保護〕官庁は、委任についての債務法の規定に従って、受任者に説明する。

〔筆者補注：「債務法」は、わが国と異なり、民法には収録されていない。同法の出所については、法令集 SR 220を参照されたい〕

#### 第364条 (D. 解釈と補充)

受任者は、世話委任の解釈と、付随的な項目についての委任〔契約〕の補充について説明を求めることができる。

#### 第365条 (E. 履行)

①受任者は、世話委任の枠内で、委任者を代理し、委任についての債務法の規定に従って、誠実に自己の任務を履行する。

②世話委任〔契約〕には明示されていない事務が世話される必要があるときは、受任者は、その事務において利益・利害関係を有し、それと当該人物の利益と相反するときは、受任者は、遅滞なく成年保護官庁に報告する。

③利益が相反するときは、法律により、〔抵触する限度において〕受任者の権限が消滅する。

#### 第366条 (F. 決定と経費)

①受任者への補償について、世話委任〔契約〕において何らの定めもなされていないときは、

成年保護官庁は、任務の範囲に勘案して相当と思われるとき、または受任者の給付が慣行に照らして有償であるときは、相当な補償〔額〕を決定する。

②補償〔額〕および必要費は、委任者の負担とする。

### 第367条 (G. 解除)

①委任者は、成年保護官庁への書面による通知をすることによって、2カ月の解約期間を定めて、世話委任〔契約〕を、いつでも解除することができる。

②委任者は、重大な事由が存在するときは、〔前項の解約〕期間の定めなしに解約することができる。

### 第368条 (H. 成年保護官庁の介入)

①委任者の利益が危険である、またはもはや護られないときは、成年保護官庁は、職権により、または〔委任者の〕近親者からの申立により、必要な措置をとる。

②成年保護官庁は、とくに、財産目録の調製、定期的な計算書の提出、受任者から全部または一部の権限を剥奪することにつき、受任者に指示を与えることができる。

### 第369条 (J. 判断能力の回復)

①委任者が再び判断能力を回復したときは、世話委任〔契約〕は、法律により、その効力を失う。

②〔前項の〕失効により、委任者の利益が損なわれるときは、受任者は、そのものに委任された任務を続行するように配慮すべき義務を負う。

③受任者がとるべき事務につき、その委任事項の消滅を委任者が知る前は、受任者は、委任〔契約〕がなお存続する場合と同様の義務を負う。

## 第1款の2 患者処分

### 第370条 (A. 患者処分)

①行為能力を有する者は、患者処分において、

自分が判断無能力の場合にいかなる医学的措置に同意するか同意しないかを、確定しておくことができる。

②行為能力を有する者は、自己が判断無能力となった場合に、措置する医師と医学的措置について約束し、医師の名で〔措置の内容を〕判断すべき自然人を表示することもできる。判断能力を有する者は、この医師に指示を与えることができる。

③判断能力を有する者は、〔前項において〕予定した者が任務に適しない場合に備えて、委任〔契約〕を承認しない、契約を解除し、または補充処分をすることができる。

### 第371条 (B. 作成と撤回)

①患者契約は書面で作成し、〔作成〕日付を付し、署名しなければならない。

②患者契約を作成した者は、その事実および保管場所を、被保険者カードに登録させなければならない。連邦評議会は、必要な規定を、とくにデータへのアクセスについて規定を定める。

③世話委任の撤回についての規定を、準用する。

### 第372条 (C. 判断無能力の発生)

①患者が判断無能力となるか、または患者契約が存在するかどうかは知れないときは、担当医師は、被保険者カードを基にして、その旨を明らかにしなければならない。〔ただし〕緊急の場合は、このかぎりでない。

②医師は、患者契約が法律の規定に抵触する、または患者契約が患者の自由な意思に基づいていることにつき、または推測される意思に基づいていることにつき、根拠ある疑いのある場合を除いて、患者契約に従う〔ものとする〕。

③医師は、患者契約に従わなかった場合には、その理由を患者書類に記載する。

### 第373条 (D. 成年保護官庁の介入)

①患者の近親者である各人は、成年保護官庁に対して書面で保護を求め、かつ、つぎのこと

を主張することができる：

1. 患者契約が相当ではないことを；
2. 判断無能力者の利益が危険にさらされている、またはもはや守られていないことを；
3. 患者契約が自由な意思に基づいて〔締結されて〕いないことを。

②世話委任にさいする、成年保護官庁の介入についての規定を準用する。

## 第2款 判断無能力者のための法定の措置

### 第2款の1（配偶者またはパートナー婚の配偶者による代理）

#### 第374条（A. 代理権〔発生〕の要件と範囲）

①配偶者もしくはパートナー婚の配偶者として、判断無能力の人と共同世帯を営む者、または適法かつ個人的に、これらの者のために補佐を行う者は、世話委任も、相応な補佐も存在していないときは、法律により代理権を有する。

②前項に基づく代理権の範囲は、下記の行為を含む：

1. 扶養の必要を満たすために通例必要とされるすべての法律行為；
2. 収入その他の財産物件の通常管理；および
3. 必要があれば、郵便物を開封および〔当該郵便物の内容に基づく〕処理を行う権限。

③特別な財産管理の枠内での法律行為については、配偶者または登録パートナー婚の配偶者は、成年保護官庁の同意を得なければならない。

〔参考：2項2号の末尾の「および」という字句は、政府草案には存在しない〕

#### 第375条（B. 代理権の行使）

代理権の行使については、委任に関する債務法の規定を準用する。

〔筆者注記：本条引用の法令は、下記で次の法令集にて見ることができる、SR 220〕

#### 第376条（C. 成年保護官庁の介入）

①代理に必要な要件が満たされていない疑い

があるときは、成年保護官庁は、代理権について判断し、場合によっては、夫婦または登録パートナー婚を締結している者に、再び権限を付与した旨の文書を交付する。

②判断無能力者の利益が危険にさらされている、またはもはや守られていないときは、成年保護官庁は、夫婦または登録パートナー婚を締結している者から、近親者の申立に基づいて、または職権で、代理権の全部または一部を剥奪するか、または後見に付す。

〔参考：2項の「近親者」という表現につき、政府草案に比べて、修正された。後述する381条3項、401条見出しおよび2項、419条、423条2項、426条4項、439条1項などでも同様である。もっとも、フランス語版では、草案につき FF 2006 p.7712 と改正法につき RO 2011 p.730 とを比較して確認したところ、修正はみられない。〕

### 第2款の2 医学的措置のさいの代理

#### 第377条（A. 治療の計画）

①判断能力を欠いている者が、治療のために患者処分において意思表示しなかったときは、担当医師は、医学的措置のさいに代理する権限を有する者の協力を得て、治療計画を作成する。

②医師は、〔前項の〕代理権限を有する者に対して、あらゆる状況について、予測される医学的措置に鑑みて重要である措置、とくに〔医学的措置の〕理由、目的、方法、方式、危険、副次的な効果、費用、および治療を行わない場合の結果、他の治療の可能性〔など〕について、説明を行う。

③可能であれば、判断無能力者も、治療方法などの決定に関与させる。

④治療計画は、最新の状況（*laufende Entwicklung, l'évolution de la médecine et à l'état de la personne concernée.*）に合わせなければならない。

〔参考：改正法1項は政府草案を大きく修正している。2項では、文意の修正はないと思われるが、「医師は」という主語を挿入したこと

により、若干の表現上の修正がなされた。なお、草案の1項では、次のような規定であった：①治療のために患者契約を結ぶことができなかった判断無能力の者が治療を受けなければならないときは、担当医師は、医学的措置のさいに代理する権限を有する者の協力を得て、治療計画を作成する]

### 第378条 (B. 代理権限を有する者)

①下記に列挙する者は、順に判断無能力者を代理し、予測される〔病気の〕移動性のある、または停留性のある〔病気の〕措置につき、同意の付与ないし拒絶を行う：

1. 患者契約または世話委任において明示される者；
2. 医学的な措置のさいに、代理権を有する補佐人；
3. 配偶者または登録パートナー婚の配偶者として、判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する者；
4. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する者；
5. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する直系卑属；
6. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する父母；
7. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する兄弟姉妹。

②代理権限を有する者が複数存在するとき、善意の医師は、各人が他の者の了解を得て行動しているものと前提とすることができる。

③患者契約において〔そのような状況についての〕指示を欠いているときは、代理権者は、判断無能力者の推測される意思および利益に従って判断する。

### 第379条 (C. 緊急の場合)

緊急の場合には、医師は、判断無能力者の推測される意思および利益に従って、医学的措置を行う。

### 第380条 (D. 心理的な障害の治療)

判断無能力者の心理的な障害についての、精神病院での治療は、社会福祉で〔行う〕収容についての規定に従って行う。

### 第381条 (E. 成年保護官庁の介入)

①成年保護官庁は、代理権限者が存在しない、または代理権を行使しないときは、代理補佐を設ける。

②成年保護官庁は、下記の場合には、代理権者を選定するか、または代理補佐を設ける：

1. 誰が代理権者か知れないとき；
2. 代理権者が、異なった見解を有するとき；または
3. 判断無能力者の利益が害されている、またはもはや守られていないとき。

③成年保護官庁は、医師の申立もしくは他の近親者の申立に基づいて、または職権で、行動する。

## 第2款の3 居住施設および養育施設の所在地

### 第382条 (A. 看護契約)

①判断無能力者が、長い間居住施設または看護施設において世話されているときは、世話契約において、施設からどのような給付を受け、それに対していくらの報酬が支払われるかが、書面により確定されなければならない。

②施設によりもたらされる給付を確定するさいには、収容される人の要望が、可能な限り考慮される。

③世話契約の締結、変更、廃止のさいに判断無能力者を代理する管轄は、医学的措置のさいの代理の規定に準ずるものとする。

### 第383条 (B. 異議申立事由の制限 I 要件)

①居住施設または看護施設は、判断無能力者の行動の自由を、少ない制限措置では十分でな

い、または十分でないと思われ、かつ〔採用した〕措置が下記のことに役立つ場合に限り、制限することができる：

1. 収容された者または第三者にとり、生命に対する著しい危険や身体に対する加害の危険を除去することに〔役立つ〕；
2. 共同生活するについての著しい障害を除去するのに〔役立つ〕。

②行動の自由の制限の前に、何が起こり、なぜ措置がなされるのか、措置がどのくらいの期間続くのか、措置がとられる期間の間、誰が世話をするのかを、収容者に説明される。〔ただし〕緊急の場合は、この限りではない。

③行動自由の制限は、できるだけ速やかに廃止し、かつ制限の妥当性は定期的に審査される。

#### 第384条（Ⅱ 文書化と情報）

①行動の自由の制限についての措置は、記録に残す。記録には、とくに措置を指示した者の名前、措置の目的、種類、継続期間を残す。

②医学的措置のさいに代理する権限を有する者は、行動自由の制限の措置について報告を受け、〔前項の〕記録をいつでも閲覧することができる。

③〔前項の〕閲覧権は、居住施設または看護施設を監督する者にも認められる。

#### 第385条（Ⅲ 成年保護施設の介入）

①当該人物およびその近親者は、行動の自由を制限する措置に対して、施設の所在する地の成年保護官庁に、いつでも書面で仲介の依頼を求めることができる。

②成年保護官庁が、措置が法律上の準拠に相応していないことを確認したときは、成年保護官庁は、措置を変更、廃止、成年保護のための新たな措置を命じる〔ことができる〕。必要な場合には、成年保護官庁は、施設を監督する官庁に報告する。

③成年保護官庁による判断を求める要求は、成年保護官庁に、遅滞なく転送される。

#### 第386条（C. 人格〔権〕の保護）

①居住施設または看護施設は、判断無能力者の人格権を保護し、施設外の者とのコンタクトを、できるだけ促進するものとする。

②施設外の誰もが、当該人物のために努力しないときは、居住施設または看護施設は、その旨を成年保護官庁に報告する。

③医師の裁量は、重大な事由が存在しない限り、尊重される。

**第387条**（D. 居住施設または看護施設についての監督）

カントンは、連邦法上の規定がすでに監督を保証していない限り、判断無能力者が世話を受けている居住施設または看護施設を監督する。

### 第11節 官庁の措置

#### 第1款 総則

##### 第388条（A. 目的）

①成年保護のための官庁の措置は、助けを必要とする人の福祉と保護を保証する〔ことを目的とする〕。

②官庁の措置は、可能なかぎり、当該人物の自己決定を維持し、促進しなければならない。

##### 第389条（B. 助成と均衡）

①成年保護官庁は、下記の場合には、措置を命じる：

1. 家族、その他の近親者、または私的なもしくは公的な世話による、助けを必要とする者の援助が、十分でない、または本来的に不十分であると思える場合；
2. 助けを必要とする者の判断無能力にさいして、まったくまたは固有の十分な世話がとられていない場合、および法律による措置が十分でない場合；

②官庁の措置は、必要であり、かつ〔状況に〕適したものであることを要する。

#### 第2款 補佐

##### 第2款の1

##### 第390条（A. 要件）

①成年保護官庁は、成年者が下記の状況にあ

る場合には、補佐に付する：

1. 精神的な障碍のため、または身体的な障碍もしくはそれに似た、その人に内在する弱い状況のため、一部または全部の要務を配慮できない場合；
2. 補佐は、当該人物および近親者の申立に基づいて、または職権により、設定される。

②一時的な判断無能力または不在のため、処理すべき要務を、自身でも、代理権限を有する者を通じて、処理することができない場合。

③家族および第三者の負担を考慮しなければならない。

④補佐は、当該人物および近親者の申立に基づいて、または職権により、設定される。

#### 第391条 (B. 任務の範囲)

①成年保護官庁は、当該人物の必要に応じて、補佐の任務の範囲を変更することができる。

②任務の範囲は、人の世話、財産の管理、権利の保護である。

③当該人物の同意なしに、補佐人（バイスタント）は、成年保護官庁がそれを可能とする権限を、明示的に付与している場合にのみ、その郵便ポストを開き、その居室に入室することができる。

#### 第392条 (C. 補佐の放棄)

補佐の設定が、任務の範囲から判断して、相応しくないことが明らかと思われるときは、成年保護官庁は、下記のことをすることができる：

1. 必要とすることにつき、予防措置を講ずること、とくに法律行為につき同意を付与すること；
2. 個々の任務につき、第三者に委任すること；
3. 特定の範囲につき、視察と報告を行うべき適任者または機関を明示すること。

### 第2款の2 補佐の種類

#### 第393条 (A. 追加補佐)

①この者が、所定の事務の終了のために、伴う援助を必要とするときは、援助を必要とする人の同意を得て、追加補佐が設定される。

②追加補佐〔の場合〕は、当該人物の取引行為は制限されない。

#### 第394条 (B. 代理補佐 I 通則)

①代理補佐は、助けを必要とする人が、特定の事務を終了することができず、そのために代理を必要とするときに、設定される。

②成年保護官庁は、当該人物の取引能力を、その者〔の状態〕に応じて、制限することができる。

③取引能力が制限されていないときでも、当該人物は、補佐人（バイスタント）による取引を甘受しなければならない。

#### 第395条 (II 財産の管理)

①成年保護官庁が財産管理のために、代理補佐人を選任したときは、成年保護官庁は、補佐人の管理に任される財産物件を、特定しなければならない。成年保護官庁は、〔特定の〕収入または全収入の一部を、または〔特定の〕財産またはすべての財産の一部を、またはすべての収入と財産を、管理に委ねることができる。

②管理の権限は、成年保護官庁が別段の処分をしない限り、管理される収入から生ずる果実、または管理される財産から生じる果実も含まれる。

③当該人物の取引能力が制限されていないかぎり、成年保護官庁は、当該人物から、個々の財産へのアクセス〔権〕を剥奪することができる。

④成年保護官庁が土地についての処分を、当該人物に禁止したときは、成年保護官庁は、土地登記簿にその旨を記録させる。

#### 第396条 (C. 協力補佐)

①協力補佐が設定されたときは、助けを必要とする者の特定の取引は、この者の保護のため、補佐人の同意を必要とする。

②当該人物の取引行為は、法律により、相応

に制限される。

**第397条** (D. 補佐の結合)

補充補佐, 代理補佐, および協力補佐は, 相互に複合することができる。

**第398条** (E. 包括的な補佐)

①ある者が, とくに継続的な判断無能力により, 特別に助けを必要とするときは, 包括的な補佐が設定される。

②包括的補佐は, 人の世話, 財産の管理, および権利保護のすべての要務に及ぶ。

③当該人物の取引能力は, 法律により, 消滅する。

**第2款の3 補佐の終了**

**第399条** (ナシ)

①補佐は, 当該人物の死亡により, 法律によって消滅する。

②もはや補佐を継続すべき根拠が存在しないときは, 成年保護官庁は, 当該人物もしくはその近親者からの申立, または職権により, 補佐を廃止する。

**第2款の4 補佐人**

**第400条** (A. 任命 I 一般的要件)

①後見保護官庁は, 補佐人として, 予定される任務のために, 必要な時間を割くことができ, かつ任務を自身で引き受けるにつき, 人的にも専門的にも適する自然人を任命する。特別な事情が存在するときは, 複数の補佐人を任命することができる。

②〔補佐人に〕指定された者は, 〔任務を遂行するのに〕重大な事由がない限り, 補佐を引き受ける義務がある。

③成年保護官庁は, 補佐人が必要な, 指導, 相談, 支援を行うように配慮する。

**第401条** (II 当該人物または近親者の希望)

①当該人物が, 信頼する者を補佐人として提案した場合において, 提案された人物が補佐人として相応しく, かつその者が引き受ける用意があるときは, 成年保護官庁は, その提案に応

じるものとする。

②成年保護官庁は, 可能なかぎり, 家族または近親者の希望を考慮する。

③当該人物が特定の者を補佐人として拒否したときは, 可能なかぎり, その要求に応じる。

〔参考: 条文の見出しにつき, 訳文には影響しないが, 政府草案から, 少し表現が修正されている〕

**第402条** (III 複数の者への職務の移転)

①成年保護官庁が複数の者を補佐に任命したときは, 共同で職務を行うことができるか, また誰がどのような任務を担当するかを, 確定する。

②補佐を共同で執行することは, 複数の補佐人の了解を得ることを要する。

**第403条** (B. 障害と利益相反)

①補佐人が行動に障害があるとき, またはある事務につき補佐人の利益と, 当該人物のそれとが相反するときは, 成年保護官庁は, 補充補佐人を任命するか, または成年保護官庁がみずからその事務を行う。

②〔被補佐人と補佐人の〕利益が相反するときは, 法律により, その事務についての補佐人の権限は, 消滅する。

**第404条** (C. 費用の償還)

①補佐人は, 当該人物の財産から, 相応な, 必要費の償還を求める請求権を有する。職業補佐の場合は, 労務給付者に, 償還する。

②成年保護官庁は, 償還費用の額を決定する。成年保護官庁は, その場合, 補佐人に任せた任務の難易を考慮する。

③カントンは, 施行細則を定め, 償還額が当該人物の財産ではまかない得ないときは, 費用償還〔額〕についても決定する。

**第2款の5 補佐の執行**

**第405条** (A. 職務の引き受け・受任)

①補佐人は, 任務を履行するために必要な知識を取得し, 当該人物と直接コンタクトをとる。

②補佐〔の内容〕に財産管理が含まれるときは、補佐人は、成年保護官庁と協力して、遅滞なく管理の対象となる財産物件の目録を調製する。

③事情から判断して相当であれば、成年保護官庁は、公的財産目録の調製を命じることができる。この目録は、債権者にとっては、相続財産についての公的目録と同様の効力がある。

④第三者は、財産目録の調製のために必要なすべての情報を付与しなければならない義務を負う。

#### **第406条 (B. 当該人物との関係)**

①補佐人は、当該人物の利益になるように、任務を履行し、可能なかぎり、その意見を顧慮し、その意思を尊重し、その固有の希望と考えに従って、その能力に応じた生活を形成しなければならない。

②補佐人は、当該人物との信頼関係を作り出し、その弱点を和らげ、または悪化することを防ぐ努力をする。

#### **第407条 (C. 当該人物の固有の行動)**

当該人物が判断能力を有するときは、行為能力が奪われているときでも、人的権利の枠内で、自身の行為によって権利義務を形成し、高度の人的権利を行使することができる。

#### **第408条 (D. 財産管理 I 任務)**

①補佐人は、財産物件を、自己の物と同一の注意をもって管理し、管理と関連するすべての法律行為を行うことができる。

②補佐人は、とくに下記の行為を行うことができる：

1. 当該人物のために第三者が義務を負う給付を、解放させる効力を伴って受領すること；
2. 届け出のあった債務を弁済すること；
3. 必要な場合には、日常の必要につき、当該人物を代理すること。

③連邦評議会は、投資および財産の保管についての規則を制定することができる。

#### **第409条 (II 自由処分の額)**

補佐人は、当該人物の財産につき、相当な額を自由処分する（ことができる）。

#### **第410条 (III 会計報告)**

①補佐人は、会計報告書を作成し、補佐人が処分したときから少なくとも2年以内に、同意を得るために、会計報告書を成年保護官庁に提出する。

②補佐人は、当該人物に会計報告につき説明し、請求があれば、彼に〔報告書の〕コピーを交付する。

#### **第411条 (E. 報告)**

①補佐人は、成年保護官庁に、必要に応じて、しかし少なくとも2年毎に、当該人物の財産状態および補佐の行使〔状況〕について、報告をする。

②補佐人は、報告を行うさいに、可能ならば、当該人物と接触をもち、請求があれば、当該人物に、〔報告書の〕コピーを引き渡す。

#### **第412条 (F. 特別な業務)**

①補佐人は、当該人物の代理に際しては、保証人となることも、財団を設立することも、慣例贈与を除いて、贈与を行うこともできない。

②当該人物またはその家族にとって、特別な価値を有する財産物件は、できるだけ処分してはならない。

〔参考：2項の「その家族」という表現につき、政府草案では、指示代名詞が使われていたが、改正法では、人称代名詞に変えられた。いずれも、当該人物の家族をさしていることには、変わりはない〕

#### **第413条 (G. 注意義務および守秘義務)**

①補佐人は、任務の履行にさいして、債務法の規定にしたがって、受任者と同様の注意義務を負う。

②補佐人は、重要な利益を阻害しないかぎり、守秘義務を負う。

③第三者は、補佐人がその任務を履行するの

に必要であるかぎり、情報を提供しなければならない。

**第414条** (H. 事情の変更)

補佐人は、措置の変更を必要とし、または補佐の廃止を可能とする事情について、遅滞なく成年保護官庁に、報告する。

**第2款の6 成年保護官庁の協力**

**第415条** (A. 会計報告書および報告書の調査)

①成年保護官庁は、会計報告書を調査し、承認または承認を拒絶する；必要な場合には、成年保護官庁は、訂正を求めることができる。

②成年保護官庁は、報告書を調査し、必要なときは、その補充を請求することができる。

③成年保護官庁は、必要な場合には、当該人物の利益を保護するために適切な措置をとる。

〔参考：政府草案では、「必要と思えるときは」という言い回しであったが、改正法では、上記のように修正された〕

**第416条** (B. 同意を要する業務 I 法律による[場合])

①当該人物の代理において補佐人が行う以下の業務のためには、成年保護官庁の同意を必要とする：

1. 世帯の清算、当該人物が居住する住居についての契約の解除；
2. 当該人物の収容についての継続契約；
3. 相続の承認および放棄、そのために明示的な意思表示を要するときは、相続放棄契約および遺産分割契約；
4. 土地について取得、譲渡、担保提供、その他の物権的負担、および通常管理行為を超える建物の建造；
5. その行為が通常管理の執行や経営には属さないかぎり、その他の財産物件の取得、譲渡、担保提供、およびそれについての用益権の設定；
6. 高額な金銭消費貸借契約の締結、手形上の債務の負担；
7. 終身年金契約、担保権設定契約、生命保険契約は、これらが職業上の世話の枠内

では、労働契約とは関連しないかぎり；

8. 業務の引受または清算、人的責任を伴う会社への入社、著しい資本参加を要する会社への入社；

9. 支払い不能の意思表示、訴訟の遂行、和解契約、仲裁契約、または相続契約などの締結、ただし緊急の場合に、補佐人が行う暫定的な措置を除く。

②成年保護官庁の同意は、判断能力ある当該人物が同意を付与していたとき、および取引行為の、補佐人により制限していないときは、必要としない。

③当該人物が、無償の委任をした場合を除き、補佐人と当該人物との間の契約については、つねに成年保護官庁の同意を必要とする。

**第417条** (II 指示に基づく[場合])

成年保護官庁は、同意を要する業務を広げるべき重大な事由に基づいて、同意を要する範囲を広げることができる。

**第418条** (III 同意の欠落)

成年保護官庁による必要な同意を欠く業務が締結されたときは、その業務は、当該人物にとって、人事法の規定にしたがって、法定代理人の同意の欠落について規定される効力を有する。

**第2款の7 成年保護官庁の介入**

**第419条** (ナシ)

成年保護官庁が委託した、補佐人、第三者、または、機関の行為または不作為について、当該人物またはその近親者および、法律上の利害関係を有する者は、成年保護官庁に、救済を求めることができる。

**第2款の8 家族のための特別な規定**

**第420条** (ナシ)

夫婦、登録パートナー婚当事者、両親、直系卑属、兄弟姉妹、当該人物の事実上の生活パートナーが、他人に指定されたときは、成年保護

官庁は、相当な事由がある場合には、目録調製義務、定期的報告義務および会計書作成義務、一定の行為について同意をうべき義務の全部または一部を免れさせる〔ことができる〕。

## 第2款の9 後見人の職務の終了

### 第421条 (A. 法律による〔場合〕)

補佐人の職務は、下記の場合には、法律により終了する：

1. 職務において別段の証明がないかぎり、成年保護官庁が決めた職務期間の経過によって〔消滅する〕；
2. 補佐の終了によって；
3. 職業補佐としての雇用契約の終了によって；
4. 補佐人が、補佐に付された、または判断無能力、死亡したときに。

### 第422条 (B. 解職 I 補佐人の請求に基づく〔場合〕)

①補佐人は、最も早ければ、4年の職務期間ののち、解職請求権を有する。

②それ以前にも、重大な事由に基づき、解職を請求することができる。

### 第423条 (II. その他の場合)

①成年保護官庁は、下記の場合には、補佐人を解任することができる：

1. 職務・任務を存続させる事由が、もはや存在しないとき；
2. 解任を求める、その他の重大な事由があるとき。

②当該人物またはその近親者も、解任を求めることができる。

### 第424条 (C. 業務の続行)

成年保護官庁が別段の定めをしていないかぎり、補佐人は、〔業務の〕承継者が職務を引き受けるまで、延期できない業務を、なお続行すべき義務を負う。〔前段の〕規定は、職業補佐には、適用しない。

### 第425条 (D. 最終報告と最終会計報告)

①職務が終了したときは、補佐人は、成年保護官庁に、最終報告を行い、場合により、最終会計報告書を提出する。成年保護官庁は、労務関係が終了したときは、職業補佐人から、前記義務を免除することができる。

②成年保護官庁は、定期的報告および会計報告と同様の方法で、最終報告書および最終会計報告書を調査し、承認することができる。

③成年保護官庁は、当該人物またはその相続人の最終報告書および最終会計報告書を、場合によっては、新しい補佐人に送達し、この者に、責任についての規定に基づいて、指示する。

④さらに、成年保護官庁は、この者〔新しい補佐人〕に、成年保護官庁が補佐人を解任するか、それとも最終報告書および最終会計報告書の承認を拒絶するか否かを、報告する。

## 第3款 世話のための収容

### 第426条 (A. 措置 I 治療のための収容または世話)

①肉体的障碍または精神的な障碍に苦しみ、または著しく状態が悪化した人は、必要な治療やまたは世話を行うことができないときは、相応しい施設に収容されることができる。

②家族または第三者負担や保護を考慮しなければならない。

③当該人物は、収容のための要件が満たされていないときは、解放される。

④当該人物またはその近親者は、いつでも解放を申し立てることができる。この申立には、遅滞なく決定しなければならない。

### 第427条 (II 自由意思での入居者の留置)

①肉体的障碍に苦しみ、かつ自由意思で施設に入った者が、再び施設から出ることを希望するときは、その者は、施設の医師の指導により、最大限3日間留置されることができる：

1. その者が、自身の体と生命を危険にさらされるとき；
2. その者が、第三者の生命や身体を危険にさらすとき。

②強制的な収容決定がなされていないかぎり、期間の経過後、当該人物は、施設を去ることができる。

③当該人物には、書面で、裁判所へ救済を求めることができる旨を、告知される。

**第428条** (B. [施設への] 収容および解放の管轄 I 成年保護官庁)

①収容および解放の指示については、成年保護官庁が管轄権を有する。

②成年保護官庁は、個々の事例においては、施設からの解放につき、[他の機関に] 権限を委譲することができる。

**第429条** (II 医師 1 管轄)

①カントンは、成年保護官庁と並んで、カントン法によって確定された期間の間、収容を指示することのできる相応しい医師を指定することができる。その期間は、最大6週間までとする。

②医師の指示による収容は、成年保護官庁による執行可能な収容決定がないかぎり、遅くとも、確定された期間の経過により終了する。

③[施設からの] 解放については、[収容] 施設が決定する。

**第430条** (2. 手続)

①医師は、当該人物を診察し、かつその者から意見を聴取する。

②収容決定には、少なくとも下記の事項を明示することを要する：

1. 診察の場所と日付；
2. 医師の氏名；
3. 医師の所見、収容の理由と目的；
4. 法的手段についての指示。

③法的手段・異議申立は、医師または裁判所が別段の処分をしないかぎり、延期的効力を有しない。

④収容決定のサンプルは、当該人物に手交される；その他のサンプルは、当該人物を収容した施設に提示される。

⑤医師は、可能であるかぎり、当該人物の近

親者に、書面で収容について、および裁判所に救済を求める権利について、知らせる。

**第431条** (C. 定期的審査)

①成年保護官庁は、収容後遅くとも6カ月内に、要件がなお充足されているか、およびその施設[での収容が] 今後も適しているかを、審査する。

②成年保護官庁は、その後6カ月内に、第2回目の審査を行う。さらに、成年保護官庁は、必要に応じて、しかし少なくとも年に一度は、審査を行う。

**第432条** (D. 信頼する人)

施設に収容された者は、施設に収容中およびそれに関連するすべての手続の終えるまで、信頼する人に、意見を聞くことができる。

**第433条** (E. 身体的に障害のあるさいの医学的措置 I 治療計画)

①ある人が、身体的障害の治療のために施設に収容されたときは、担当医師は、当該人物の意見を聞き、場合によって、その者が信頼する人に、治療計画を書面によって、説明する。

②医師は、当該人物およびその者が信頼する人に対して、予定する医学的措置について重要な部分、とくに措置の理由、目的、種類、やり方、危険、副作用について、さらに治療を実施しなかった場合の[予想される] 結果、およびその他の治療の可能性にかかわる事情について説明を行う。

③治療計画は、当該人物の同意を得て拡大する[ことができる]。判断無能力の場合は、万一の患者処分を考慮しなければならない。

④治療計画は、症状の経過に合わせる。

[参考：政府草案では、説明する主体が明示されていない。改正法では、医師が説明する旨が明示された]

**第434条** (II 同意を欠く治療)

①当該人物の同意を欠いている場合において、下記のときは、部局の主任医師は、治療計画に提示される医学的措置を書面で指示する：

1. 当該人物の治療がなければ、〔自身への〕著しい傷害の恐れがあるか、または第三者の生命や身体への加害の危険が著しく高いとき；
2. 当該人物が、治療の必要性について、判断能力を有しないとき；
3. 処分について、なんら適切な措置がないとき。

②〔前項の〕指示では、当該人物およびその信頼する人に、法的手段の教示とともに、書面で報告する。

〔参考：1項3号につき、表現の修正がなされた。文意には、影響しないと思われる〕

#### 第435条（Ⅲ 緊急の場合）

①緊急の状況にあるときは、当該人物または第三者を保護するために、直ちに、必須の医学的措施をとる。

②その者が治療を望む施設が知れているときは、その意思が尊重される。

#### 第436条（Ⅳ 退院の話し合い）

①再発の危険があるときは、担当医師は、退院の前に、施設への新たな収容の場合に備えて、当該人物と治療方針につき合意を得るように試みる。

②退院の話し合いは、文書化しなければならない。

#### 第437条（Ⅴ カントン法）

①カントン法では、付随する世話を定める。

②カントン法では、移動についての措置を定めることができる。

#### 第438条（Ⅵ 行動の自由を制限する措置）

施設における当該人物の行動の自由を制限する措置については、居住施設または世話施設における行動の自由の制限に関する規定を準用する。〔ただし〕裁判所への救済については、このかぎりではない。

#### 第439条（Ⅶ 裁判所への救済）

①当該人物またはその近親者は、下記の場合には、管轄裁判所に、書面で救済を求めることができる：

1. 医師の指示による収容の場合；
2. 〔収容〕施設による〔解放を〕保留する場合；
3. 〔収容〕施設が解放申請を拒絶した場合；
4. 精神的障碍につき、同意を欠く治療が行われる場合；
5. 行動の自由を制限する措置がなされた場合。

②裁判所への救済を求める期間は、決定の通知を受けてから10日間である。行動の自由を制限する措置の場合は、いつでも裁判所に救済を求めることができる。

③手続は、裁判上の抗告審への手続についての規定に準じる。

④裁判所の判断を求める請求は、遅滞なく管轄裁判所に転送しなければならない。

### 第12節 組織

#### 第440条（A. 成年保護官庁）

①成年保護官庁は、担当官庁である。成年保護官庁は、カントンが決定する。

②成年保護官庁は、少なくとも3つの候補のなかから決定する。カントンは、一定の業務については、例外を定めることができる。

③成年保護官庁は、子ども保護官庁の任務をも兼ねる。

#### 第441条（B. 監督官庁）

①カントンは、監督官庁を決定する。

②連邦評議会は、監督についての規定を制定する。

#### 第442条（C. 土地管轄）

①当該人物の住所地にある成年保護官庁が、管轄権を有する。手続が継続中であるときは、手続の終了するまで、管轄権が存続する。

②遅滞すると危険があるときは、当該人物の滞在している場所の官庁も、管轄権を有する。

この官庁が、措置を行ったときは、同官庁は、住所地官庁に〔その旨を〕報告する。

③不在による補佐のために、財産が、その主たる構成部分が管理される、または当該人物に帰属している場所の官庁も、管轄権を有する。

④カントンは、当該人物の扶助につき、全部または一部が本籍市町村の責務であるかぎり、カントンに住所を有するカントンの市民のために、住所地の官庁に代えて、本籍地のそれが管轄権を有すると宣言する権限を有している。

⑤その者のために措置がなされている者が、住所を変更したときは、そうすべきでない重大な理由が存在しないかぎり、新しい場所の官庁が、遅滞なく措置を行う。

## 第2款 手続

### 第2款の1 成年保護官庁へ

#### 第443条 (A. 報告〔請求〕権と報告義務)

①救助を必要とする者が存在するときは、各人は、成年保護官庁に、〔その旨を〕報告することができる。職業上の秘密についての規定は、留保される。

②公的な活動において、そのような者〔の存在〕を知った者は、報告義務を負う。カントンは、報告義務の詳細について、規則を制定することができる。

#### 第444条 (B. 管轄の審査)

①成年保護官庁は、同官庁の管轄を職権で吟味する。

②成年保護官庁が管轄を有しないと判断したときは、同官庁は、管轄権を有すると思われる官庁に、遅滞なく事態〔の解決〕を委ねるものとする。

③成年保護官庁がその管轄について、疑わしいときは、同官庁は、管轄権が問題とされる官庁と、意見の交換を行う。

④〔前項に基づく〕意見の交換において、意見の一致に達することができなかったときは、最初に委託された官庁が、抗告裁判所に管轄の問題についての書類を提出する。

〔参考：4項において、官庁が書類で提出す

る対象が、政府草案では「事件について」と表現されるにとどまっていたが、改正法では「管轄の問題」である旨が明示された〕

#### 第445条 (C. 暫定措置)

①成年保護官庁は、手続に係わる者からの申立に基づいて、または職権で、手続を継続するために必要なあらゆる暫定措置をとる。同官庁は、とくに成年保護〔に必要な〕措置を暫定的に指示することができる。

②緊急の場合には、成年保護官庁は、手続に係わる者の意見を聴取することなく、ただちに暫定措置をとることができる。それと同時に、同官庁は、手続に係わる者に、立場を表明する機会を与え、それに続けて同官庁が新たな判断をする。

③暫定措置についての判断に対しては、暫定措置の通知を受けてから10日以内に、異議の申立をすることができる。

#### 第446条 (D. 手続原則)

①成年保護官庁は、職権で事態を調査する。

②成年保護官庁は、必要な問い合わせを行い、必要な証拠を収集する。同官庁は、適切な人または期間に、説明を委ねることができる。必要な場合には、専門家の鑑定を命じる。

③成年保護官庁は、手続に係わる者からの申立に拘束されない。

④成年保護官庁は、職権で権利を行使する。

#### 第447条 (E. 審問)

①当該人物・関係者は、それが事態からみて不相当でないかぎり、事情の聴取を受ける。

②世話を目的とする収容の場合には、成年保護官庁は、通例は合議体として、当該人物から事情を聴取する。

#### 第448条 (F. 協力義務と官庁の助力)

①手続に係わる者および第三者は、事態の解明に協力する義務を負う。成年保護官庁は、保護に値する利益を保護するために必要な指示を行う。必要な場合には、同官庁は、協力義務を

強制的に執行することができる。

②医師、歯科医、薬剤師、助産師、およびこれらの者の補助者は、守秘義務を要求することができる者が、これらの者に、そのために授權したとき、または上位機関が、成年保護官庁の申立に基づいて、これらの者から職業上の守秘義務を免除したときのみ、協力義務を負う。

③聖職者、弁護士、弁護人、報道関係者、および手続のために選任された婚姻関係に基づく補佐人は、協力義務を負わない。

④行政官庁および裁判所は、保護に値する利益と衝突しないかぎり、必要な文書を発行し、報告し、かつ情報を付与する。

#### 第449条 (G. 施設内での鑑定)

①身体的な鑑定を欠かすことができず、かつ外来では鑑定が実施できないときは、成年保護官庁は、適切な施設での鑑定を実施するため、当該人物に入院を命じることができる。

②世話を目的とする収容のさいの手続についての規定を準用する。

#### 第449条 a (H. 代理の指示)

成年保護官庁は、必要な場合には、当該人物の代理を命じ、かつ世話ないし法律問題の経験ある人物を補佐人に定めることができる。

#### 第449条 b (J. 書類の閲覧)

①手続に係わる人物は、競合する利益が対立していないかぎり、書類の閲覧を請求する権利を有する。

②手続に係わる人物が書類の閲覧を拒絶されたときは、その人物が官庁に、事態にとって重要な内容を、口頭または書面で知らせたときにかぎり、拒絶が廃止される。

#### 第449条 c (K. 通知義務)

下記の場合には、成年保護官庁が身分登録官庁に、通知する：

1. 成年保護官庁が、ある人物が継続的な判断無能力のために、包括的な補佐に付した場合；

2. 継続的な判断無能力の人にとって、世話委任が有効である場合。

### 第2款の2 裁判所への異議申立

#### 第450条 (A. 異議申立の対象と異議申立権)

①成年保護官庁の決定に対しては、管轄裁判所のもとに、異議の申立をすることができる。

②下記の者が異議の申立をすることができる：

1. 手続に係わる者；
2. 当該人物の近親者；
3. 〔成年保護官庁の〕決定の取消または変更につき法的に保護に値する利益を有する者。

③異議申立は、書面で、かつ理由を付して、裁判所に提出しなければならない。

#### 第450条 a (B. 異議申立の理由)

①異議の申立には、以下の理由を明記する：

1. 権利侵害〔があること〕；
2. 異議申し立てられている事態の確定が、不正確または不完全〔であること〕；
3. 〔決定が〕不適切〔であること〕。

②さらに、権利拒絶または権利遅延を理由とする異議申立も許される。

#### 第450条 b (C. 異議申立の期間)

①異議申立の期間は、決定の通知〔の日から〕から30日とする。

②世話の目的で行う収容の領域での決定のさいには、異議申立の期間は、決定の通知〔の日〕から10日とする。

③権利拒絶または権利遅延を理由とする異議申立のさいには、いつでも異議の申立をすることができる。

#### 第450条 c (D. 延期的効力)

成年保護官庁または控訴裁判所が別段の処分をしないかぎり、異議申立は、延期的効力を有する。

#### 第450条 d (E. 審問および再考をすること)

①控訴裁判所は、成年保護官庁に審問の機会を与える。

②審問を行うことに代えて、決定を再考することができる。

**第450条 e** (F. 世話の目的での収容のさいの特則)

①世話の目的で行う収容の領域での決定に対する異議申立は、理由を付することを要しない。

②成年保護官庁または異議の申立を受けた裁判所が別段の処分をしないかぎり、異議申立は、延期的効力を有する。

③身体的な障害のさいは、専門家の鑑定に基づいて決定されなければならない。

④異議の申立を受けた裁判所は、機関における一般的規則に従って、当該人物から意見を聴取する。控訴裁判所は、必要な場合には、その代理人を選任し、かつ世話のため、および法律上の問題について経験を有する者を、補佐人に指定をする。

⑤異議申立を受けた裁判所は、異議申立が〔裁判所に〕到達してから5日の労働日内に、決定する〔ものとする〕。

〔参考：政府草案では、「遅滞なく」と表現されるにとどまっていたが、改正法では、上記のように、期限が少し限定・明確化された〕

**第2款の3 共通の規定**

**第450条 f** (ナシ)

その他に、カントンが別段の定めをしていないかぎり、民事訴訟令の規定を準用する。

**第2款の4 執行**

**第450条 g** (ナシ)

①成年保護官庁は、申立に基づいて、または職権で、決定〔の内容〕を執行することができる。

②成年保護官庁または控訴裁判所が決定において、すでに執行措置が命じられているときは、決定は、〔これを〕直接に執行することができる。

③執行を委ねられた者は、必要な場合には、

警察の助けを要請することができる。直接の強制措置は、通例は事前に明示しなければならない。

**第3款 第三者との関係および共同義務**

**第451条** (A. 守秘義務と報告)

①成年保護官庁は、〔守秘義務を破るべき〕優越的な利益が存在しないかぎり、守秘義務を負う。

②〔優越的な利益を〕疎明した者は、成年保護官庁による措置の存在効果について、成年保護官庁から報告〔を受けること〕を請求することができる。

**第452条** (B. 措置の第三者に対する効力)

①成年保護官庁による措置は、善意の第三者に対しても、効力を有する。

②補佐により、当該人物の行為能力が制限されている場合において、債務者に対して、債務者が補佐をもたらしたときは、その給付が解放的な効力を有するにすぎないことを報告しなければならない。報告の前には、補佐は、善意の債務者には、対抗することができない。

③その者のために成年保護の措置がなされた者が、行為能力を錯誤により導いたときは、その者は、それによって引き起こされた損害につき、成年保護官庁に対して、責任を負う。

**第453条** (C. 共同義務)

①救助を要する者が、自己を危険ならしめ、または犯罪を犯し、または誰かを肉体的、精神的、物質的に傷つけるという著しい危険があるときは、成年保護官庁、当該機関、および警察は、協力する。

②職務上の、または職業上の秘密に服する者は、そのような場合には、成年保護官庁に報告する権利を有する。

**第4款 責任**

**第454条** (A. 原則)

①成年保護官庁による措置の枠内で、違法な行為により、または不作為により侵害を受けた

者は、損害賠償請求権を有し、かつ損害が重大であるときは、慰謝料請求権も有する。

②成年保護官庁、または監督官庁が、成年保護の他の領域で、違法に振る舞ったときも、前項と同様の権利を有する。

③カントンは、損害を引き起こした者に対して、責任があるが、被害を受けた者には、いかなる賠償請求権も帰属しない。

④被害を引き起こした者への求償については、カントン法が基準となる。

#### 第455条 (B. 時効)

①損害賠償または慰謝料の請求権は、被害を受けた者が損害を知った日から、1年の時効にかかる。いずれの場合でも、損害行為の日から10年で時効にかかる。

②刑法典がより長い時効期間を規定している刑法上の行為に基づく請求権が生じたときは、刑法の定める時効期間を適用する。

③継続措置の指示または執行による侵害に基づくときは、カントンに対する請求権の時効は、継続措置または他のカントンによる継続執行の脱落の前には、〔時効期間の進行は〕始まらない。

#### 第456条 (C. 委任法に基づく責任)

世話委任を受けた者の責任、および判断無能力者の配偶者や登録パートナー婚にある配偶者の責任、または医学的措置の代理人の責任は、補佐が問題となるのでないかぎり、債務法の委任についての規定に従う。

### 3 その他の民法などの改正

#### 1) 民法規定の改正

後見官庁ないし後見監督官庁という表現は、「子ども保護官庁」という表現に変更される。この種の表現は、たとえば、131条1項ほか、24か所に係る。

#### 第13条 (2. 要件 a. 総則)

成年であり、かつ判断能力を有する者は、行為能力を有する。

#### 第14条 (b. 成年)

18歳に達した者は、成年とする。

#### 第16条 (d. 判断能力)

本法の意味での判断能力は、幼年、精神的障害、肉体的障害、酩酊もしくはそれらに近い状態にあることが原因で、理性的に行動する能力を欠いている者をいう。

#### 第17条 (Ⅲ 行為無能力 1. 通則)

未成年、および包括的な補佐に服する人は、行為無能力者である。

#### 第19条 (3. 判断能力を欠く者 a. 原則)

①判断能力を有するが、行為能力を欠く者は、義務を負担し、または権利を放棄するには、その法定代理人の同意を得なければならない。

②前項の者は、法定代理人の同意なくして、無償で利益を得ること、および日常生活の些細な事務を配慮することができる。

#### 第19条 a (b. 法定代理人の同意)

①法律で別段の定めのないかぎり、法定代理人は、明示または黙示で予め同意を与え、または行為を事後に追認することができる。

②追認が相当な期間内に行われなかったときは、相手方は、自ら〔期限を〕設定するか、または裁判所を通じて〔それを〕設定させるかの自由を有する。

#### 第19条 b (c. 同意の欠如)

①法定代理人の追認がなされなかったときは、各当事者は、なされた給付の返還を請求することができる。行為能力を欠く者は、給付が行為能力を欠く者の利益に使われたかぎり、または返還請求の当時、給付がなお存在するか、または悪意でそれを放棄していたかぎりでのみ、責任を負う。

②行為能力を欠く者が相手方に対して行為能力者であると誤った認識を誘導したときは、行為能力を欠く者は、第三者に生じた損害につき、責任を負う。

第19条 c (d. 人格権)

①判断能力を有するが、行為能力を欠く者は、人格〔権〕に基づいてその者に帰属する権利については、独立して行使することができる；〔ただし〕法律が法定代理人の同意について〔別段の〕定めをしている場合は、このかぎりではない。

②権利が〔その者の〕人格と密接に結びつきがあるために、代理が除外されているときは、法定代理人は、行為能力を欠く者のために、行為する。

第19条 d (IIIbis 行為能力の制限)

〔行為能力を欠く者の〕行為能力は、成年保護の措置により、制限されることがある。

第23条

①ある人の住所は、その人が、継続的に滞在する意図をもって留まる場所をいう；教育施設、養育施設、病院、刑罰施設などにおいて、人の教育または宿泊の目的での滞在地は、それだけでは住所とはならない。

②〔改正なし〕

第25条 (c. 未成年者の住所)

①〔改正なし〕

②後見に付されている子は、子ども保護官庁の場所をその住所とする。

第26条 (d. 包括的な補佐に服する成年の住所)

包括的補佐に付されている成年者は、成年保護官庁の場所をその住所とする。

第39条

①〔改正なし〕

②とくに下記の事柄は、人の〔民事〕身分に属する：

1. 〔変更なし〕
2. 成年，出自，婚姻のような，ある人の，身分法上の，および家族法上の地位。

第89条a 第183条にわたる10か条の改正規定

は、財産関係の規定であるので、邦訳を省略する。

第256条

①父性の推定は、下記の者によって、裁判所で否認される：

1. 〔改正なし〕
2. 子の未成年中に夫婦の共同世帯が解消されたときは、子によって。

②〔改正なし〕

第256条 c

①〔改正なし〕

②子の訴えは、遅くとも成年に達したのち1年以内に提起しなければならない。

第259条

①〔改正なし〕

②認知は、〔下記の者によって〕取り消される：

1. 〔改正なし〕
2. 子によって、または子の未成年中に夫婦の共同世帯が解消されたとき、または認知が子が12歳に達したのちに、初めて宣告されたときは、子の死亡後、直系卑属によって。

第260条

①〔改正なし〕

②認知者が未成年者であり、彼が包括的な補佐に服するか、または成年保護官庁が相当な指示を行ったときは、その法定代理人の同意を必要とする。

第260条 c

①〔改正なし〕

②子の訴えは、いずれの場合も、子が成年に達したあと1年の経過するまで、提起することができる。

第263条

①訴えは、出生の前後に提起することがで

きる：

1. 〔改正なし〕
2. 成年に達したのち1年の経過するまで、子によって。

第264条（A. 未成年養子縁組 I. 通則）  
〔各項の改正なし〕

第266条（B. 成年縁組）

①直系卑属が存在しないときは、成年者は、養子をとることができる：

1. 〔改正なし〕
2. 子の未成年中に、養親が少なくとも5年間、〔子を〕養育してきたことを証明したときは。

②〔改正なし〕

③その他に、未成年者の養子縁組についての規定を準用する。

第267条 a（II 本籍）

未成年の子は、その従前のカントンの市民権およびゲマインデの市民権に代えて、養親のそれ取得する。

第268条

①〔改正なし〕

②〔改正なし〕

③子が〔縁組の〕申請ののちに成年に達した場合は、未成年者縁組の要件がみたされているときは、未成年者の養子縁組についての規定を適用する。

第269条 c

①〔改正なし〕

②仲介を職業として、または職業と関連して行う者は、子ども保護官庁によって、仲介の承認を得なければならない。

第273条

①親の世話権または監護権を有しない父母と未成年の子は、相互に、適切な面会交流を求める権利を有する。

②〔改正なし〕

第277条

①父母の扶養義務は、子が成年に達するまで存続する。

②〔改正なし〕

第289条

①扶養料を求める請求権は子に属し、子が未成年であるときは、子の法定代理人または監護権を有する者への〔扶養料の〕給付により、履行される。

②〔改正なし〕

第296条（A. 要件 I 通則）

①子は、未成年の間は、父母の世話に服する。

②未成年であるか、または包括的な補佐に服する父母は、世話〔権〕を有しない。

第298条

①〔改正なし〕

②母が未成年者であるか、もしくは死亡しているとき、または母から世話権が奪われているか、母が包括的補佐に服しているときは、子ども保護官庁は、子の福祉を考慮して、世話権を父に委ねるか、または子に後見人を選任する。

③父母の共同の申立てに基づいて、子ども保護官庁は、世話権を、父母の一方から他方に変更することができる。

第298条 a

①〔改正なし〕

②子の福祉にとって、重大な事情の変更があるときは、父母の一方もしくは子からの請求に基づいて、または職権で、子ども保護官庁は、世話権の帰属を新たに定めることができる。

③父母の一方が死亡し、世話権が共同で行使されていたときは、生存する父母の一方に世話権が帰属する。

第304条

①〔改正なし〕

②〔改正なし〕

③父母は、子の代理において、保証〔契約〕の締結、財団の設立、贈与することはできない、ただし、慣例贈与はこのかぎりではない。

第305条 (b. 子の法的地位)

①父母の世話権に服する判断能力を有する子は、人格権の範囲内において、子自身の行為により、権利義務を負うことができ、かつ人格的な権利を行使することができる。

②〔改正なし〕

第306条

①〔改正なし〕

②父母が〔法律〕行為に障害があるか、または父母が子のそれと利害の対立する要務に利害関係があるときは、子ども保護官庁は、特別代理人を選任するか、またはこの要務をみずから決定する。

③利益が相反する場合、法律によって、相応する要務につき、父母の権限が失われる。

第311条 (IV 父母の世話〔権〕の剥奪 1. 職権による剥奪)

①その他の子ども保護措置が効果がないとき、またはそれが本来不十分であると思われるときは、子ども保護官庁は、〔父母から〕世話権を剥奪する。

②〔改正なし〕

第312条 (2. 父母の了解)

子ども保護官庁は世話権を剥奪する。

第314条 (VI 手続 1. 通則)

①成年保護官庁での手続についての規定を準用する。

②子ども保護官庁は、場合により、父母に仲裁を促すことができる。

③子ども保護官庁が補佐の決定をするときは、その決定において、補佐人の課題および世話権の制限を定める。

第314条 a (2. 子からの意見聴取)

①子の年齢を考慮して、または他に重大な理由が存在しないかぎり、子ども保護官庁または受任された第三者は、適切な方法で、子自身の意見を聴取する。

②意見聴取の記録では、決定につき重要となる事情を記録する。父母は、この事情について報告を受ける。

③判断能力を有する子は、意見聴取を拒絶されたことにつき、異議の申立をすることができる。

第314条 a bis (3. 子の代理)

①子ども保護官庁は、必要があれば、子の代理を命じ、かつ福祉や法律の問題に経験のある者を、補佐人として選任することができる。

②子ども保護官庁は、下記の場合には、代理の指示〔内容〕につき、審査する：

1. 子の収容が手続の対象であるとき；
2. 父母の世話権の規制についての、または面会交流の重要な問題に関する当事者が、異なる申請を提出しているとき。

③子の補佐人は、申請を行い、かつ法的手段を講じることができる。

第314条 b (4. 閉鎖施設または精神病院への収容)

①子が閉鎖施設または精神病院に収容されなければならないときは、福祉目的での収容についての成人保護の規定が準用される。

②子が判断能力を有するときは、子自身で裁判所に救済を求めることができる。

第315条

①子のための保護措置は、子の住所地を管轄する子ども保護官庁が命じる。

②〔改正なし〕

第315条 a

①離婚または夫婦共同体の保護につき管轄権を有する裁判所が子と父母との関係を形成しなければならないときは、裁判所は、必要な子ども保護措置を決定し、その執行を子ども保護官

庁に任せる。

②〔改正なし〕

③子ども保護官庁は、下記の権限を有する：

1. 〔改正なし〕

2. 〔改正なし〕

第315条 b

①〔改正なし〕

②その他の場合には、子ども保護官庁が、管轄権を有する。

第318条

①〔改正なし〕

②父母の一方が死亡したときは、生存する他方の父母は、子の財産について財産目録を、子ども保護官庁に提出しなければならない。

③前項の財産目録が、子どもの財産の種類および規模からみて、また父母との人的な関係からみて、適切と子ども保護官庁が判断したときは、子ども保護官庁は、目録の調整または定期的な計算書の提出および報告を命じる。

第326条 (F. 管理の終了 I 返還)

世話または管理が終了したときは、父母は、成年に達した子または子の法定代理人に、計算書に基づいて、子の財産を返還しなければならない。

第 5 款 未成年者および後見

第327条 a (A. 原則)

子が父母の世話に服していないときは、子ども保護官庁は、子に後見人を選任する。

第327条 b (B. 法的地位 I. 子の法的地位)

後見に服する子は、世話に服する子と同様の法的地位を有する。

第327条 c (II 後見人)

①後見人は、父母と同様の権限を有する。

②とくに後見人選任、後見の執行、成年保護官庁の協力については、成年保護の規定を準用する。

③子が閉鎖施設または精神病院に収容されな

ければならないときは、福祉の目的で行う収容についての成年保護の規定を準用する。

第333条

①未成年または精神的に障害のある、または包括的補佐のもとにある、または精神的障害を患っている、家族員が、〔他人に〕損害を引き起こしたときは、〔これらの者の〕監督において、状況からして世話の通常の監視を行っていた旨を証明できないかぎり、家族の長は、これにつき責任を負う。

②家族の長は、精神的な障害または肉体的な障害を持つ家族員の状態が原因で、家族自身に、または第三者に対して、危険または損害を引き起こすことがないように、配慮すべき義務を負う。

第334条

①父母または祖父母の家族共同体で、自己の労働力または収入を出捐した成年の子または孫は、これについて相応な補償を請求することができる。

②〔改正なし〕

その他： 第468条，第492条 a，第531条，第544条，第553条，第554条，などは，相続に関する規定である(邦訳を省略する)。

## 2) 登録パートナー婚法

パートナー婚については、比較的詳細な紹介がみられる(拙稿「スイスにおける同性婚の公認(中) 2007年1月1日施行法の概要について 上・中・下」戸籍時報2006年1号，2007年1号，3号を参照)。

登録パートナー法第3条2項は、廃止される。

第 3 条 (要件)

①〔登録〕 パートナー双方は、18歳に達し、かつ判断能力を有していなければならない。

②〔廃止〕 成年被後見に服する者は、〔登録パートナー婚を創設するには〕その法定代理人の同意を得なければならない。成年被後見人は、〔前項の〕同意が拒絶されたときは、裁判所に

救済を求めることができる。

### 3 その他の特別法の改正

改正されるのは、市民権法、証拠法、政治的権利に関する連邦法、外国人の政治的権利に関する連邦法、連邦裁判所法、債務法、裁判所構成法、破産法、国際私法、刑法、連邦租税法、人口生殖法、移植法、ほか、30の法令を超える改正がなされている（詳細については、官報・前掲768頁以下を参照）。

### 4〔参考資料〕現行法の条文

現行・後見法の規定のみを示しておこう。

なお、各条文の下に、フランス民法ほかの対応条文を示している。もっとも、その条数は、大改正される前のそれを意味している。比較するには、その方が望ましい、と判断したからである。

## 第3章 後見

### 第10節 後見の一般的規則

#### 第1款 後見機関

〔立法資料：1900年草案386条-94条，草案解説281頁・290頁，専482頁，1904年草案368条-76条，下院15巻1244頁，上院16巻51頁〕

#### 第360条（A 通則）

〔本法で〕後見機関とは、後見主務官庁、後見人および補佐人をいう。

**第361条**（B 後見主務官庁 I カントンの機関）

①後見主務官庁とは、後見官庁および〔後見〕監督官庁をいう。

②各カントンは、前項の官庁を定め、〔後見〕監督官庁として2つの官庁（Instanzen）が規定されるところでは、監督官庁の管轄を決定する。

#### 第362条（II 家族後見 1 認可と意義）

①家族後見は、営業や会社等を継続することが、被後見人の利益となる場合に例外的に認可

することができる。

②家族後見は、後見官庁の〔有する〕、権能、義務および責任が、家族評議会に移行することになり、その意義がある。

〔フ民64年法405条以下，ド民1859条・1872条・1905条〕

#### 第363条（2〔設置〕命令）

家族後見は、2人の行為能力を有する近親者の申立に基づいて、または被後見人の、近親者と配偶者〔双方〕の申立に基づいて、〔後見〕監督官庁の決定により、〔設置が〕命令される。

#### 第364条（3 家族評議会）

①家族評議会は、〔後見〕監督官庁により、少なくとも3人の、後見を行うのに適する被後見人の親族から4年ごとに組織する。

②被後見人の配偶者は、家族評議会の構成員となることができる。

〔フ民405条以下・445条，ド民1860条以下・1873条以下〕

#### 第365条（4 担保の提供）

①家族評議会の構成員は、その義務を正當に履行するために、担保を提供しなければならない。

②前条の担保の提供なしには、家族後見〔の設置〕を命じてはならない。

〔ド民1870条〕

#### 第366条（5 廃止）

家族評議会がその義務を履行しないとき、または被後見人の利益のために必要があるときは、監督官庁は、家族後見をいつでも廃止することができる。

〔ド民1871条〕

#### 第367条（C 後見と補佐）

①後見人は、未成年者たる、または禁治産者たる被後見人の、人的および財産法的な利益を守らねばならず、かつこれらの〔法定〕代理人である。

②補佐人は、具体的な〔法律〕行為のために選任され、またはこれに財産管理を委ねることができる。

③特別な規定が定められていない限度で、後見人についての本法の規定を補佐人に適用する

ものとする。

## 第2款 後見の事件

〔1900年草案395条-405条，草案解説291頁，専419頁，1904年草案377条-385条，上院16卷56頁〕

### 第368条（A 未成年）

①親権に服していない未成年者が，後見の対象となる。

②民事身分登録官，行政官庁，および裁判所は，これらがその職務活動において後見事件の発生を知ったときは，ただちに管轄官庁に通知しなければならない。

〔フ民388条・490条，ド民1773条・1849条，オ民187条・16年禁治産令〕

### 第369条（B 無能力の成年者 I 精神病と精神薄弱）

①精神病や精神薄弱のため自己の要務を配慮することができず，これらを保護するために継続的に補佐と配慮を要し，または他人の安全を危険ならしめる成年者を，後見に服させることができる。

②行政官庁と裁判所は，これらがその職務活動において後見事件の発生を知ったときは，ただちに管轄官庁に通知しなければならない。

〔フ民489条，ド民1896条，オ民273条・16年後見令〕

### 第370条（II 浪費，アルコール中毒，破廉恥な行状，放漫家政）

浪費，アルコール中毒，破廉恥な行状，またはその財産管理の種類と方法により，自分自身またはその家族を，苦境または貧困に陥れる危険にさらし，上記の者を保護するために継続的に補佐と配慮を必要とし，または他の者の安全を脅かすような成年者は，後見に服するものとする。

〔フ民513条以下，ド民6条・1896条，オ民273条〕

### 第371条（III 自由刑）

①1年またはそれ以上の自由刑を判決された成年者は，後見に服する。

②刑罰執行官庁は，判決を受けた者に対してその刑罰〔の執行〕を開始するときは，ただち

に管轄官庁に通知しなければならない。

### 第372条（IV 自己請求）

成年者が老齢による弱体，その他の障害または経験不足のために，自己の要務を配慮することができないときは，その者の請求に基づいて，これに後見人を付することができる。

### 第373条（C 手続 I 通則）

①各カントンは，禁治産につき管轄権を有する官庁および手続を決定する〔ことができる〕。

②連邦裁判所への上告は，これを留保する。

〔フ民492条，ド民1774条，オ民189条および16年禁治産令〕

### 第374条（II 意見聴取と鑑定）

①浪費，アルコール中毒，破廉恥な行状，または財産管理の種類と方法とを理由として禁治産宣告をするには，事前にこれらの者の意見を聴取しなければならない。

②精神病や精神薄弱を理由とする禁治産は，鑑定人の鑑定を経たのちにのみ宣告することができ，この鑑定では，禁治産宣告を受けるべき者につき事前の意見聴取が可能であることについても記述するものとする。

〔フ民68年法492条，ド民6条，オ民273条〕

### 第375条（III 公示）

①成年者が後見に付されたときは，後見が確定するとただちに，少なくとも一度，その住所地およびその本籍地の官報において，後見〔が開始した旨〕を公示しなければならない。

②精神病患者，精神薄弱者またはアルコール中毒者が施設に収容されているときは，〔後見〕監督官庁は，例外的に〔前項の〕公示の延期を許可することができる。

③公示前には，後見は，善意の第三者に対抗することができない。

〔フ民501条〕

## 第3款 管轄

〔1900年草案406条-8条，解説296頁，専439頁，1904年草案386条-87条，下院15巻1246頁・1281頁，上院16巻63頁〕

### 第376条 (A 住所地での後見)

①後見は、被後見人となるべき者の住所地で行うものとする。

②各カントンは、貧困者保護の全部または一部が本籍市町村の責任であるときにかぎり、そのカントンに居住する市民のために、本籍〔地〕の後見主務官庁が管轄〔官庁となる〕と定める権限を有する。

### 第377条 (B 住所地の変更)

①住所地の変更は、後見官庁の許可を得た場合にかぎり、これを行うことができる。

②住所地の変更が行われたときは、後見〔の職務〕は、新たな住所地の〔後見〕官庁に移行する。

③前項の場合には、後見〔の開始〕は、新たな住所地で公示しなければならない。

### 第378条 (C 本籍カントンの権利)

①本籍〔地〕の後見官庁は、他のカントンに住所を有する住民の後見〔の開始〕を、住所地の〔後見〕官庁のもとに申し立てる権限を有する。

②本籍〔地〕の後見官庁は、他のカントンで後見に付されるべき、または付された住民の利益をまもるために、管轄官庁に異議申立をすることができる。

③後見に付された未成年者の宗教教育について、措置をすべきときは、住所地の官庁は、本籍地の後見官庁の指示を仰ぎ、かつこれに従わなければならない。

〔ド民69年法1801条・1838条〕

## 第4款 後見人の選任

〔1900年草案409条-21条、草案解説297頁、専439頁、1904年草案388条-400条、下院15巻1286頁、上院16巻66頁〕

### 第379条 (A 要件 I 通則)

①後見官庁は、後見の職務に適すると思われる成年者を、後見人に選任することができる。

②特別な事情がある場合には、共同してまたは職務の公的制限との理由で、職務を執行する

複数の者を〔後見人に〕選任することができる。

③後見〔職務〕の共同の執行は、相互に諒解のある場合にかぎり、複数の者に委ねることができる。

〔ド民69年法1774条以下・1797条、オ民191条・16年後見令〕

### 第380条 (II 親族と配偶者の優先権)

前条と異なり、重大な理由がないときは、〔後見〕官庁は、人的な関係や住所地の近さを考慮に入れて、〔後見人〕選任のさいに、適任の近親者または被後見人の配偶者を優先しなければならない。

〔フ民402条以下・506条以下、ド民57年法1779条、オ民198条〕

### 第381条 (III 被後見人と両親の希望)

後見に服すべき者またはその父や母が、ある者を信頼できる後見人と名指したときは、これに矛盾する重大な事由が存在しないかぎり、〔裁判所は、選任にさいして〕この表示に従わなければならない。

〔フ民64年法397条、ド民1852条、オ民196条〕

第382条 (IV 〔後見職を〕引き受けるべき一般的義務)

後見に服すべき者の、男性の親族および夫、ならびに後見〔官庁の管轄〕区に居住する公民権を停止されていないすべての男性 (alle in bürgerlichen Ehren) は、後見職を引き受けるべき義務がある。

### 第383条 (V 拒絶理由)

下記の者は、後見職の引受を拒絶することができる：

- 1 60歳に達した者；
- 2 身体の障害のために職務の遂行に困難を伴う者；
- 3 4人を超える子に親権を行使する者；
- 4 特別に時間を要する後見、または2つの他の後見をすでに引き受けている者；
- 5 連邦評議会の構成員、連邦の首相、および連邦裁判所の職員；
- 6 カントンにより明示された公務員およ

ビカントンの官庁の職員。

〔フ民427条以下、ド民1786条、オ民195条〕

### 第384条（Ⅵ 除斥理由）

下記の者は、後見人に選任することができない：

- 1 自身が後見に服する者；
- 2 公民権を停止されている者または不品行な行状の者；
- 3 後見に服すべき者と、利益が著しく相反する者、またはこれと敵対する者；
- 4 他に有用な者が存在するかぎり、当該後見官庁の構成員。

〔フ民442条以下、ド民1780条以下、オ民191条以下〕

### 第385条（B 選任の規則 I 後見人の任命）

①後見官庁は、万難を排して、後見人を選任しなければならない。

②必要な場合には、後見に服すべき者が成年に達する前に、禁治産の手續を開始することができる。

③成年の子が禁治産宣告を受けたときは、原則として後見にかわって親権が生じる。

### 第386条（Ⅱ 仮の監護）

①〔後見人〕選任の前に、後見行為を執る必要がある場合には、後見官庁は、〔職権で〕自ら必要な措置をとることができる。

②後見官庁は、行為能力の一時的剥奪を宣告し、〔特別〕代理を命じることができる。

③前項〔に従ってとられた〕措置は、これを公表しなければならない。

〔ド民1846条〕

### 第387条（Ⅲ 通知と公示）

①〔後見人に〕選任された者に対して、遅滞なく任命された旨を書面で通知しなければならない。

②後見を公募した場合には、前項の通知と同時に、住所地および本籍地の官報に、〔後見人〕選任を公示しなければならない。

### 第388条（Ⅳ 拒絶と取消し 1 〔その〕主張）

①〔後見人に〕選任された者は、選任の通知後10日以内に、拒絶理由を主張することができる。

②前項の他に、利害関係を有する者は、その者が選任について知ってから10日以内に、選任が違法であるとして、その取消しを主張することができる。

③後見官庁が拒絶または取消につき理由があると認めたときは、後見官庁は、新たな選任を行うものとし、しからざる場合には、後見官庁は、〔後見〕監督官庁へ判断するために必要な報告書とともに、その事件〔の報告書〕を提出する。

〔フ民438条以下〕

### 第389条（2 被選任者の一時的義務）

選任された者は、拒絶または取消があった場合でも、彼が職務を免れるまで、その責任で後見〔職務〕を遂行すべき義務がある。

〔ド民1787条〕

### 第390条（3 決定）

①〔後見〕監督官庁は、決定〔の内容〕について、被選任者および後見官庁に通知しなければならない。

②被選任者が〔職務から〕解任されたときは、後見官庁は、遅滞なく新たな選任手續を開始するものとする。

### 第391条（Ⅴ 職務の引き継ぎ）

選任が最終的に行われたときは、後見官庁を通じて、後見人への職務の引き継ぎを行うものとする。

〔フ民418条、ド民1789条以下、オ民204条以下〕

## 第5款 補佐（Beistandschaft）

〔1900年草案422条–25条，草案解説299頁，專453頁，1904年草案401条–5条，下院15巻1255頁，上院16巻71頁〕

### 第392条（A 補佐の事件 I 代理）

関係者の申立に基づき、または職権により、本法においてとくに規定する場合、および下記の場合に、後見官庁は補佐人を任命する：

- 1 成年者が緊急の要務につき、疾病、不在その他の原因で、自ら行為することができず、代理人をも指名することも

できない場合；

- 2 未成年者または成年者の法定代理人がある事務に関して被代理人の利益と相反する利益を有する場合；
- 3 法定代理人が代理につき障害があるとき。

〔フ民112条，ド民1909条，オ民269条以下・16年禁治産令〕

**第393条**（Ⅱ 財産管理 1 法律による〔管理〕）

ある財産につき必要な管理人を欠いているときは，後見官庁は，必要な〔措置〕を命じなければならず，かつ，とくに下記の場合には，補佐人を任命しなければならない：

- 1 ある者が長期不在で，その滞在地が知れない場合；
- 2 後見が命じられていない場合において，ある者が，自身の財産を自ら管理することができず，または代理人を任命することができない場合；
- 3 相続が不確かで，かつ出生前の子の利益をまもる〔必要がある〕場合；
- 4 団体または財団であって，必要な機関を欠いていて，他の方法では管理を配慮することができない場合；
- 5 慈善およびその他の公共の福祉に役立つ目的のために金銭が公的に収集されたが，その管理または消費につき配慮されていない場合。

〔ド民1910条以下，オ民269条以下〕

**第394条**（2 自己請求に基づく〔場合〕）

成年者にあつては，自己の請求に基づく後見〔を選任する〕要件が存在するときは，成年者の請求に基づいて，補佐人が選任される。

〔ド民1910条〕

**第395条**（Ⅲ 行為能力の制限）

①ある人の禁治産〔宣告〕のための十分な理由が存在しないときは，禁治産者を保護するために，行為能力の制限が必要と思える場合において，下記の場合のために保佐人（Beirat）の協力が必要なときは，この者に保佐人を選任することができる：

- 1 訴訟の遂行および和解〔契約〕の締

結；

- 2 土地の，購入，売却，担保の設定，その他の物権的負担の設定；
- 3 有価証券の，購入，売却，担保の設定；
- 4 通常管理行為の範囲を超える建築；
- 5 消費貸借〔契約の締結〕；
- 6 資本支払いの受領；
- 7 贈与；
- 8 手形法上の債務の負担；
- 9 保証〔契約〕の締結。

②前項と同様の要件のもとに，財産の管理を，要保護者から剥奪することができる。ただし，収益については自由な管理を維持することができる。

〔フ民415条以下〕

**第396条**（B 管轄）

①補佐人による代理は，補佐を必要とする人のために，同人の住所地の後見官庁が，これを命じる。

②財産管理の命令は，財産の主要部分が管理される場所または代理すべき人が属する場所を管轄する後見官庁が，これを行う。

③本籍市町村は，その住民の利益をまもるために，後見人と同じ権限を有する。

〔ド民1915条〕

**第397条**（C 補佐人の選任）

①〔補佐人選任〕手続については，後見〔人選任〕の場合と同じ規定を適用する。

②任命は，後見官庁が合目的と思えるときのみこれを行う。

〔ド民1915条〕

**第6款 監護を目的とする自由の剥奪**

〔最初の統一法である1907年法では，規定が存在しない。77年8月17日付け報告と草案（官報77年Ⅲ巻1頁），上院16巻78年36頁，下院15巻78年745頁，上院16巻78年403頁，下院15巻78年1230-6頁。これらの経過を踏まえて，78年10月6日付け連邦法により改正され，81年1月1日から施行〕

**第397条 a (A 要件)**

①成年者または禁治産者は、これらの者のために必要な身上監護 (Fursorge) [の実施] が証明されえないときは、精神病、精神薄弱、アルコール中毒、その他の嗜癖、著しい放任のために、適切な施設に収容ないし拘束されることがある。

②前項の場合には、その者にとりその〔ような〕環境が必要な負担をも考慮するものとする。

③〔収容等されている〕者は、状況が許せば、解放されなければならない。

**第397条 b (B 管轄)**

①住所地の後見主務官庁が決定につき管轄権を有し、危険が切迫しているときは、当該人の滞在地の後見主務官庁が、管轄権を有する。

②危険が切迫し、またはその者が精神的に病んでいる事件では、カントンは、この管轄権を、他の適当な機関に与えることができる。

③後見主務官庁が収容ないし拘束を命じたときは、後見主務官庁が解放についても決定し、しからざるときは、施設が解放について決定する。

**第397条 c (C 報告義務)**

滞在地の後見主務官庁、およびその他のカントン法で定められる機関が、禁治産者を施設に収容ないし拘束したとき、またはこれら機関が成年者のためにその他の後見的措置を必要と判断したときは、これら機関は、住所地の後見主務官庁に〔その旨を〕報告しなければならない。

**第397条 d (D 裁判所の判断)**

①当該当事者〔自身〕またはその近親者は、〔施設収容等の〕決定に対して、通知を受けたのち10日以内に、書面により裁判官のもとに、救済を申し立てることができる。

②前条の〔申立〕権は、〔収容後に〕解放申請が拒絶されたときも、認められる。

**第397条 e (E カントンでの手続 I 通則)**

手続は、下記の規定を留保して、カントン法で定めるものとする：

1 決定のさいには、〔決定〕関与者は、

命令の理由を知らせ、かつ〔決定に対して〕裁判官のもとに救済を求めることができる旨を、書面で喚起しなければならない；

2 施設へと収容した者は、その者が拘束ないし解放申請を拒絶した場合には、裁判官のもとに救済を申し立てることができる旨を、ただちに書面で通知を受けなければならない；

3 裁判所の判断を求める申請は、管轄権を有する裁判官のもとに、遅滞なく送達しなければならない；

4 指定を命じられた機関または裁判官は、裁判所の判断を求める申請に、延期的効力を付与することができる；

5 精神病患者の場合には、鑑定人を関与させたうえでのみ、決定することができ、裁判所の手続でこのことがすでに済んでいるときは、上級裁判所は、上記の手続を省略することができる。

**第397条 f (II 裁判所での〔手続〕)**

①裁判官は、簡易かつ迅速な手続で決定する。

②裁判官は、必要ならば事件当事者に法律補佐人 (Rechtsbeistand) を選任する〔ことができる〕。

③第1審の裁判官は、この者を口頭で事情聴取しなければならない。

**第11節 後見の執行**

〔1900年草案426条–59条、草案解説302頁、1904年草案406条–40条、下院15巻1287頁、上院16巻74頁〕

**第1款 後見人の職務**

〔1900年草案426条–45条、草案解説302頁、専459頁、1904年草案406条–25条、下院15巻1287頁、上院16巻75頁〕

**第398条 (A 職務の引受 I 財産目録の調製)**

①後見を引き受けるさいには、後見人および後見官庁の代理人を通じて、管理すべき財産について、財産目録を調製しなければならない。

②被後見人が判断能力を有するときは、事情が許すかぎり、被後見人は財産目録の調製に関与するものとする。

③事情が許す場合には、〔後見〕監督官庁は、後見人または後見官庁の申立に基づいて、公的財産目録の調整を命じなければならない、この財産目録は、債権者に対する関係では、相続法上の公的財産目録と同じ効力を有する。

〔フ民451条、ド民1802条、オ民222以下〕

### 第399条（Ⅱ 価値ある物件の保管）

有価証券、貴重品、重要文書などは、被後見人の財産の管理につき状況が許すかぎり、後見官庁の監督のもとに、安全な場所で保管しなければならない。

〔ド民1814条以下、オ民229条〕

### 第400条（Ⅲ 動産の譲渡）

①前条以外の動産物件は、被後見人の利益にとり必要であるかぎり、後見官庁の指示に従って公の競売に付すか、または自由に処分することができる。

②家族や被後見人自身にとって特別な価値を有する物件は、可能なかぎり処分するべきではない。

〔フ民452条、オ民231条〕

### 第401条（Ⅳ 現金の投資 1 投資すべき義務）

①現金が被後見人にとって必要でないかぎり、後見人は、後見官庁によりもしくはカントンの命令により明示される銀行で、または安全性が調査されたのちに後見官庁が認める証券の形で、利益が生じるように投資しなければならない。

②後見人が前条の投資を1ヵ月以上怠ったときは、後見人自身が利息を支払う義務が生じる。

〔フ民455条以下、ド民1806条・1834条、オ民230条〕

### 第402条（2 資本投資の変更）

①安全性が十分でない資本投資は、安全な投資に変更しなければならない。

②前条の変更は、適切な時期において、かつ被後見人の利益をまもる方向で、行うべきものとする。

### 第403条（Ⅴ 営業と事業）

財産中に営業や事業等が存在するときは、後

見官庁は、清算するかまたは〔事業を〕継続するために、必要な指示を与えなければならない。

〔フ民425条・371条〕

### 第404条（Ⅵ 不動産）

①不動産の譲渡は、後見官庁の指示に従って行い、被後見人の利益になる場合にのみ〔譲渡が〕許される。

②譲渡は、公の競売により、後見官庁による入札の許可を留保して、官庁が〔譲渡するか否かを〕決定しなければならない。

③例外的に、〔後見〕監督官庁の許可を得れば、自由に売却を行うことができる。

〔フ民457条、オ民232条〕

### 第405条（B 監護と代理 I 人のための監護

#### 1 未成年者の場合 a 通則）

①被後見人が未成年者であるときは、後見人は、その扶養と教育のために、相当な措置を命じる義務がある。

②前項の目的のために、後見官庁の協力を留保して、後見人は両親と同じ権利を有する。

〔フ民450条・468条、ド民1795条・1800条、オ民216条以下〕

#### 第405条 a（b 監護のための自由の剥奪）

①未成年者の、ある施設への収容については、後見人の申立に基づいて、後見官庁が、または猶予すれば危険があるときは後見人が、決定するものとする。

②その他に、監護のための自由の剥奪の場合には、管轄裁判所の判断、および手続についての規定を、成年者または禁治産者についても準用する。

③子がまだ16歳に達していないときは、子は、自らは裁判所の判断を請求することができない。

### 第406条（2 禁治産の場合）

①被後見人が成年年齢に達しているときは、監護は、すべての人的な事柄における保護と補佐にも及ぶものとする。

②猶予すれば危険があるときは、後見人は、監護のための自由権の剥奪の規定に従って、ある施設への収容または留置を命じることができる。

〔ド民1901条、オ民216条以下〕

**第407条**（Ⅱ 代理 1 通則）

後見官庁の協力を留保して、後見人は、すべての法律上の要務につき被後見人を代理する。

〔ド民1794条以下、オ民216条以下〕

**第408条**（2 禁止される行為）

保証、高額な贈与、財団の設立は、被後見人の負担において、これを行うことはできない。

〔ド民1804条〕

**第409条**（3 被後見人の協力）

①被後見人が判断能力を有し、かつ少なくとも16歳に達しているときは、後見人は、重要な事柄の〔決定の〕さいには、可能なかぎり、決定の前に被後見人の意見を聴取しなければならない。

②被後見人の同意があっても、後見人の責任を免除しない。

**第410条**（4 自身の行為 a 後見人の同意）

①被後見人が判断能力を有する場合において、後見人が明示または黙示に、事前に同意を与えたか、または事後に行為を追認したときは、被後見人は、義務を負担しまたは権利を放棄することができる。

②〔行為の〕相手方は、相手方自身が設定した、または裁判官により定められた相当な期間内に追認が行われなときは、行為の拘束力は生じない。

〔ド民108条、スイス債務法38条〕

**第411条**（b 同意の欠如）

①後見人の追認が得られないときは、各当事者は、履行した給付の返還を請求することができるが、給付が被後見人の利益において消費された限度で、または返還請求のときになお被後見人が利得している限度で、または悪意で利得を得た限度でのみ、責任を負う〔ものとする〕。

②被後見人がその行為能力を誤った承認へと他方当事者を導いたときは、被後見人は、生じた損害につき、他方当事者に対して〔賠償すべき〕責任がある。

**第412条**（5 職業または営業）

後見官庁が職業または営業を独立して行うことを、明示または黙示で許した被後見人は、通例は営業に属する全ての業務を行うことがで

き、これにつき全財産をもって責任を負う。

〔フ民487条、ド民112条〕

**第413条**（C 財産管理 I 管理と計算の義務）

①後見人は、被後見人の財産を、善良なる管理者の注意をもって（sorgfältig）管理しなければならない。

②後見人は、管理につき計算書を作成する義務を負い、この計算書を、後見官庁に、後見官庁が設定した期間内に、しかし少なくとも2年ごとに、審査のために提出しなければならない。

③被後見人が判断能力を有し、かつ少なくとも16歳に達しているときは、被後見人を、できるだけ計算書の作成に立ち会わせるべきものとする。

〔フ民450条、ド民1840条以下、オ民222条以下〕

**第414条**（Ⅱ 自由財産）

被後見人の自由な費消に委ねられたもの、または彼が後見人の同意を得て自己の労働により取得したものは、被後見人が自由に管理することができる。

**第415条**（D 職務の継続）

①後見は、通例は2年間任される。

②〔2年の〕職務期間の経過後は、後見人は、〔職務を続行する旨の〕単純な確認を得ることで、さらに2年間職務を継続することができる。

③4年の期間の経過後は、後見人は、後見の継続執行を拒絶することができる。

**第416条**（E 後見人への補償）

後見人は、被後見人の財産の出捐において、かつ計算期間のために、管理を生ぜしめた労苦と財産の収益を基準として、後見官庁により決定された補償を求める請求権を有する。

**第2款 補佐人の職務**

〔1900年草案446条-7条、草案解説306頁、専476頁、1904年草案426条-8条、下院15巻1287頁、上院16巻82頁〕

**第417条**（A 補佐人の地位）

①補佐人の協力についての規定を留保して、補佐は、被補佐人の行為能力になんらの影響を

も及ぼすことはない。

②〔後見〕職務の継続および補償は，後見官庁がこれを確定する。

〔ド民1915条〕

**第418条**（B 補佐の内容 I 個々の営業のために）

補佐人の個々の事務の監護が任されたときは，補佐人は，後見官庁の指示を厳格に遵守しなければならない。

〔ド民1915条，オ民282条〕

**第419条**（II 財産管理のために）

①補佐人に，ある財産の管理または監督が任されたときは，補佐人〔の権限の範囲〕は，上記の財産の管理と維持の配慮に制限される。

②〔前項の〕制限を超える処分を行うには，本人自ら補佐人に授權するか，または本人がこれをする能力を有しないときは，後見官庁が付与した特別な授權を得ていなければならない。

〔ド民1915条，オ民282条〕

### 第3款 後見官庁の協力

〔1900年草案448条-54条，草案解説307頁，専476頁，1900年草案429条-35条，下院15巻1287頁，上院16巻83頁〕

**第420条**（A 異議の申立）

①判断能力を有する被後見人および利害関係を有する者は，後見人の行為について，後見官庁のもとに，異議申立を行うことができる。

②後見官庁の決定に対しては，決定の通知〔の到達した日〕から10日以内に，〔後見〕監督官庁のもとに，異議の申立をすることができる。

〔ド民1837条〕

**第421条**（B 同意 I 後見官庁〔の同意〕）

下記の場合には，後見官庁の同意を得なければならない：

- 1 不動産の，購入，担保の提供，その他の物権的負担〔行為〕；
- 2 その他の財産的価値あるものの，購入，売却，担保の提供〔など〕の行為が，

通常の管理と経営の執行の範囲を超える場合；

- 3 通常の管理行為の範囲を超える建築；
- 4 消費貸借；
- 5 手形法上の債務の負担；
- 6 1年を超える賃貸借契約〔の締結〕，および3年を超える賃貸借契約〔の締結〕；
- 7 被後見人が職業や営業を独立して行うことの授權；
- 8 訴訟の遂行，和解〔契約〕や仲裁〔契約〕の締結，遺産に関する契約は，後見人による暫定的処分を留保して，緊急な場合；
- 9 夫婦財産契約および遺産分割契約〔の締結〕；
- 10 支払い不能の意思表示；
- 11 被後見人〔を被保険者とする〕生命保険契約〔の締結〕；
- 12 被後見人の職業教育に関する契約〔の締結〕；
- 13 〔78年10月6日付け連邦法により廃止〕；
- 14 被後見人の住所の変更。

〔フ民453条以下，ド民1821条以下〕

**第422条**（II 監督官庁〔の承認〕）

下記の場合には，後見官庁の決定のほかに，〔後見〕監督官庁の承認が必要である：

- 1 被後見人を養子または養親とする養子縁組；
- 2 市民権の取得と放棄；
- 3 事業の引受ないし清算，人的な責任または著しい資本投資を伴う会社への参入；
- 4 終身扶助料，終身年金および財産引取年金契約；
- 5 相続の承認または放棄，および相続放棄契約；
- 6 成年宣告；
- 7 被後見人と後見人との間での契約。

〔ド民1821条以下〕

**第423条**（C 報告と計算書の審査）

①後見官庁は、後見人に対して、定期的な報告と計算書の審査をし、後見官庁が必要と判断したときは、その補充と訂正を要求することができる。

②後見官庁は、報告および計算書の承認または拒絶を行い、さらに必要な場合には、被後見人の利益をまもるのに適した措置をとる〔ことができる〕。

③各カントンは、〔後見〕監督官庁に、事後審査と許可を委ねることができる。

〔ド民1837条・1843条、オ民238条以下〕

#### 第424条 (D 同意の意義)

ある行為が法律の要求する、管轄後見官庁の同意を得ることなく、被後見人のために締結されたときは、上記の行為は、被後見人に対しては、被後見人自身により締結された行為につき代理人の同意のない行為としての効力のみを有する。

〔ド民1829条以下〕

#### 第425条 (E カントンの命令)

①各カントンは、官庁の協力につき、命令によって、詳細に定めなければならない。

②各カントンは、とくに被後見人の〔財産の〕投資と保管について、さらに計算書作成、計算書の提出、報告〔などの〕方法につき規定を定めなければならない。

③これらの規則は、それが効力をもつためには、連邦評議会の承認を得なければならない。

### 第4款 後見機関の責任

〔1900年草案455条-9条、草案解説309頁、専489頁、1904年草案436条-40条、下院15巻1287頁、上院16巻88頁〕

#### 第426条 (A 通則 I 後見と官庁)

後見人および後見主務官庁の構成員は、その職務を行使するさいには、善良なる管理〔者〕の規則を遵守しなければならず、これらの者が故意または過失により生ぜしめた損害に対して責任を負う。

〔ド民1833条・1848条、オ民205条・264条以下〕

#### 第427条 (II 市町村、区、カントン)

①〔前項の〕損害が後見人または後見主務官庁の構成員によって償われないときは、その欠損につき、カントンが責任を負う。

②前項の規定にもかかわらず、後見人や後見官庁につづいて、関係市町村または区にまず責任を負わせる途がカントンに留保される。

第428条 (B 要件 I 〔後見〕官庁の構成員に関する〔要件〕)

①後見主務官庁が後見の執行に基づき責任があるときは、各構成員は、自己の過失によるものではない旨を証明できないかぎり、責任を負う。

②〔前項により〕責任を負う各構成員は、その〔責任〕負担部分の損害を〔賠償する〕責めを負う。

#### 第429条 (II 機関相互の関係)

①後見人および後見官庁の構成員〔の双方〕が重複して責任があるときは、後者は、後見人により償われない欠損についてのみ責任を負う。

②〔後見〕監督官庁の構成員および後見官庁の構成員〔の双方〕が重複して責任があるときは、前者は、後者によって償われない欠損についてのみ責任を負う。

③故意に損害を生ぜしめた場合には、責任ある者はすべて、直接かつ連帯して責任を負う。

#### 第429条 a (C 監護のための自由の剥奪)

①違法な自由の剥奪により損害を受けた者は、損害賠償請求権を有し、かつ損害が重大な場合には、慰謝料を請求することもできる。

②カントンは、損害を故意または重大な過失により生ぜしめた者に対する求償を留保して、〔損害を賠償する〕責任がある。

#### 第430条 (D 主張)

①後見人や後見主務官庁の構成員に対する責任〔追求〕訴訟、さらには、市町村、区、カントンに対するそれについても、裁判官が判断する。

②責任を根拠とする訴訟は、行政官庁による事前審査と関わりなく審理されなければならない。

## 第12節 後見の終了

### 第1款 後見の終了

〔1900年草案460条-8条，草案解説313頁，1904年草案441-9条，下院15巻1308頁，上院16巻117頁〕

#### 第431条（A 未成年の場合）

①未成年者の後見は，成年に達したときに終了する。

②成年宣告の場合には，管轄官庁は，〔宣告と〕同時に成年に到達する時点を確認し，さらに官報への公示を命じるものとする。

〔フ民488条・476条以下，ド民1882条以下，オ民251条以下〕

#### 第432条（B 有罪判決による場合）

①自由刑に処せられた者についての後見は，拘留の終了の時に終了する。

②時限的または条件付の釈放は，後見を終了させない。

〔ド民1882条〕

**第433条（C その他の被後見人の場合 I 廃止の要件）**

①その他の者についての後見は，管轄官庁による〔後見〕廃止〔の決定〕と同時に終了する。

②〔管轄〕官庁は，後見の理由がもはや存在しなくなれば，ただちに後見廃止〔の手续をとる〕義務がある。

③被後見人および利害関係人は，後見廃止を申し立てることができる。

〔ド民6条，オ民249条・283条〕

#### 第434条（II 手続 1 通則）

①手続の制定は，カントンが行う。

②連邦裁判所への異議の申立は，留保される。

#### 第435条（2 公示）

①禁治産〔宣告〕が公示されていたときは，〔後見の〕廃止も公示しなければならない。

②行為能力の回復は，公示〔の存否〕に関わりなく生ずる。

#### 第436条（3 精神病の場合）

精神病または精神薄弱を理由として命じられた後見の廃止は，専門家の鑑定を求め，後見事

由がもはや存在しない旨が確定されたあとでのみ，これを行うことができる。

〔フ民512条〕

**第437条（4 浪費，アルコール中毒，破廉恥な行状，放漫家政の場合）**

浪費，アルコール中毒，破廉恥な行状，または財産管理の種類と方法とを理由として命ぜられた後見の廃止は，被後見人が少なくとも1年以上後見事由に関してもはや異議の原因が存在しない場合にかぎり，被後見人が申し立てることができる。

#### 第438条（5 自己請求の場合）

被後見人の自己請求に基づき命ぜられた後見の廃止は，請求の事由が消滅した場合にかぎり，〔廃止〕することができる。

#### 第439条（D 補佐の場合 I 通則）

①補佐人による代理は，補佐人が選任される理由となる要務の終結と同時に，終了する。

②財産管理は，それが命じられた理由がなくなり，補佐人が解任されると，ただちに終了する。

③補佐人による補佐は，後見の廃止についての規定に従って，管轄官庁による廃止と同時に，終了する。

〔ド民1918条以下，オ民283条〕

#### 第440条（II 公示）

補佐の廃止は，補佐の命令が公示されていたとき，または後見官庁がそうすることが適当と判断したときは，官報に公示しなければならない。

### 第2款 後見職務の終了

〔1900年草案469-77条，草案解説314頁，専498頁，1904年草案450-58条，下院15巻1308頁，上院16巻120頁〕

#### 第441条（A 行為無能力，死亡〔による終了〕）

後見人の職務は，彼が行為無能力となるか，または死亡した時点から，終了する。

〔ド民1835条，オ民249条〕

**第442条（B 解任，非再選 I 職務期間の経過〔による終了〕）**

後見人の職務は、彼が〔もはや〕活動していないかぎり、定められた時の経過と同時に、終了する。

**第443条**（Ⅱ 除斥事由や拒絶事由の発生）

①後見の間に除斥事由が生じたときは、後見人は職務を終了しなければならない。

②拒絶事由が生じたときは、後見人は、職務継続期間の経過する前には、原則として解任を請求することはできない。

〔フ民443条、ド民1889条、オ民253条以下〕

**第444条**（Ⅲ〔職務〕続行の義務）

後見人は、後継者が職務を引き継ぐまで、必要な後見行為を続行する義務がある。

〔ド民1893条〕

**第445条**（C 職務の剥奪 I 原因）

①後見人がその職務権限につき重大な過失もしくは濫用を犯したとき、または信頼ある地位を汚すと思われる行為を犯したとき、または支払い不能に陥ったときは、後見官庁は、後見人をその職務から解任しなければならない。

②後見人が後見人としての義務を果たさなかった場合において、後見官庁は、後見官庁になんらの責任がないときでも、被後見人の利益が危険にさらされたときは、その職務を解くことができる。

〔フ民446条、ド民1886条、オ民254条以下〕

**第446条**（Ⅱ 手続 1 申立に基づく〔場合〕および職権による〔場合〕）

①解任は、判断能力を有する被後見人および利害関係を有する者が、解任を申し立てることができる。

②後見官庁が解任事由を他の方法で知ったときは、後見官庁は、職権により解任しなければならない。

〔フ民446条以下、オ民254条以下〕

**第447条**（2 調査と罰則）

①解任の前に、後見官庁は、事件の事情を調査し、後見人の意見を聴取しなければならない。

②重大でない違反の場合に、解任を警告し、さらに後見人に対して、100フラン以下の罰金を課すことができる。

**第448条**（3 仮の処置）

危険が切迫しているときは、後見官庁は、後見人をして、一時的に職務を停止させ、かつ必要な場合には、後見人を拘留およびその財産を押収させることができる。

**第449条**（4 その他の措置）

解任や刑罰のほか、後見官庁は、後見人の保護のために必要な措置をとることができる。

〔ド民1844条〕

**第450条**（5 異議の申立）

後見官庁の処分に対しては、〔後見〕監督官庁の判断を求めることができる。

**第3款 任務終了の効果**

〔1900年草案478-83条、草案解説315頁、1904年草案459-64条、下院15巻1308頁、上院16巻122頁〕

**第451条**（A 最終計算と財産の引渡）

後見職務が終了したときは、後見人は、後見官庁に最終報告を行い、かつ最終計算書を提出し、さらに被後見人、その相続人または職務承継者に、財産を引渡す用意をしなければならない。

〔フ民469条、ド民1890条、オ民261条以下〕

**第452条**（B 最終報告書と最終計算の審査）

最終報告書と最終計算書は、後見主務官庁により、定期的報告および計算書の提出と同じ方法により審査し、かつ許可を与えるものとする。

〔ド民1892条〕

**第453条**（C 後見人の解任）

①最終報告と最終計算とが承認され、被後見人の財産が被後見人、その相続人、または職務承継者に引き渡されたときは、後見官庁は後見人の解任を宣告する。

②主張と責任についての規定を引用して、被後見人、その相続人、または新たな後見人に、最終計算〔書〕を引き渡さなければならない。

③前2項と同時に、後見人の解任、最終計算の拒絶と承認について、前項の関係者に通知しなければならない。

**第454条**（D 責任の主張 I 通常の時効）

①後見人および後見主務官庁の直接〔賠償〕責任ある構成員に対する責任は，最終計算書を提出してから1年の経過とともに時効にかかる。

②直接には責任を負わない後見主務官庁の構成員に対して，および市町村，区，およびカントンに対しては，訴えを提起することができたときから1年の経過とともに，訴えは時効にかかる。

③後見主務官庁の構成員，市町村，区，またはカントンに対する訴えの時効〔期間〕は，いかなる場合でも，後見の廃止の前には，進行しない。

〔フ民475条，オ民264条以下〕

**第455条**（Ⅱ 特別の時効）

①計算書の瑕疵が見つかるか，または責任〔発生〕事由が通常の時効期間の開始ののちに初めて発見されたときは，責任は，〔計算書の〕瑕疵または責任原因が発見されたのち1年の経過と同時に時効にかかる，ただし，いずれの場合でも，通常の時効期間の開始の時から10年を経過したときは，このかぎりではない。

②責任〔追求〕訴訟が課罰的行為を根拠とするときは，前項の期間を経過したのちも，刑事訴追が時効となっていないかぎり，責任訴訟の主張をすることができる。

**第456条**（E 代償債権の優先権）

後見人または後見主務官庁の構成員に対する差し押さえおよび破産の場合には，被後見人の代償債権は，債務徴収法および破産法に従って，優先権を有する。

（12年5月1日脱稿）

